

## ボン気候変動交渉サマリー:

2009年8月10-14日

国連気候変動枠組条約(UNFCCC)の下での長期的協力行動に関する特別作業部会(AWG-LCA)および京都議定書の下での附属書I国の更なる約束に関する特別作業部会(AWG-KP)が2009年8月10日(月)~14日(金)、独ボンにて非公式な中間会合として開催された。UNFCCCと京都議定書の下で継続中の交渉の一部となる本会合には約2400名が参加した。今年12月にデンマーク・コペンハーゲンで開催されるUNFCCCの第15回締約国会議(COP 15)および京都議定書第5回締約国会合(COP/MOP 5)で両AWGは作業完了の予定である。

AWG-LCAでは、6月のAWG-LCA6での審議内容を反映させた改訂版交渉テキスト(FCCC/AWG/LCA/2009/INF.1)をどのように進めるかが議論の焦点となった。約200頁におよぶ本文には、バリ行動計画(決定書1/CP.13)の主要な要素、すなわち、長期的な協力行動のための共有ビジョン、緩和、適応、資金、技術、キャパシティビルディングが盛り込まれている。緩和に関する5つの主要非公式グループといくつかの小グループによる1週間の討議後、AWG-LCAでは、テキストを統合し、タイ・バンコクの次回会合での交渉を円滑にするため、いくつかの読み合わせガイド、表、マトリックスやノンペーパーの作成が始められた。バンコク会合前にこれらを利用できるように議長は各種のツールを新情報文書としてとりまとめる。その代わり改訂版交渉テキストはボン非公式協議(ボンIII)開始当初から大部分がそのまま残ることになる。

AWG-KPの下では、第1約束期間が終了する2013年以降の附属書I国の排出削減についての討議が続けられた。さらに、AWG-KP作業計画(FCCC/KP/AWG/2008/8)の中の、潜在的な影響や土地利用・土地利用変化・森林(LULUCF)や柔軟性メカニズムを含めたその他の問題に関するテキストの討議が再開された。非公式セッションでは結論書を採択する権限が無いため、今次非公式協議でのAWG-KPの作業は、バンコク用にAWG-KP議長が作成する文書の中で考慮される。今回の最も有益な成果のひとつが、附属書I国の排出削減に関する技術的な議論とされている。しかし、幾人かの出席者は、ギアをチェンジして、さらに交渉の進展を早める必要があると強調した。

Bonn IIIの閉会で、刻一刻と時間が経過してコペンハーゲンまで残り僅か114日となり、両AWG参加者は、9月下旬のバンコク会合までの6週間の間に重要な進展が必要であるとの感をますます強くしたようであった。

## UNFCCCと 京都議定書のこれまで

気候変動への国際政治上の対応は、1992年の国連気候変動枠組条約 (UNFCCC) 採択に始まり、UNFCCCは、気候系に対する「危険な人為的干渉」を回避するため、温室効果ガスの大気中濃度の安定化を目指す行動枠組みを規定する。UNFCCCは、1994年3月21日に発効し、現在192の締約国が加盟する。

日本の京都で開催された1997年12月の第3回締約国会議 (COP 3) ではUNFCCCの議定書について合意、先進工業国と市場経済移行国による排出削減目標の達成が約束された。UNFCCCの下、附属書I締約国と称されるこれらの国々は、各国ごとに異なる個別の数値目標をもって、2008年から2012年 (第1約束期間) に6種の温室効果ガスの総排出量を1990年比で平均5.2%削減することで合意した。京都議定書は、2005年2月16日に発効し、現在184の締約国を有する。

第1回京都議定書締約国会議 (COP/MOP 1) は2005年、カナダ・モントリオールで開催され、議定書3.9条に則り、AWG-KPを設立。第1約束期間終了時の少なくとも7年前に、附属書I締約国の更なる約束に関する検討を行うことが定められた。さらに、モントリオールのCOP 11では、条約の下での長期的協力について検討することで合意。「条約ダイアログ」と称される4回のワークショップ開催を決定し、COP 13までこれが続けられた。

**バリ・ロードマップ** : COP 13・COP/MOP 3は、2007年12月、インドネシア・バリで開催された。バリ会議では長期的な問題が焦点となった。交渉の結果、バリ行動計画 (BAP) が採択され、条約ダイアログで明確化された長期的協力の4つの主要要素、すなわち緩和、適応、資金、技術集中的に扱うためAWG-LCAが設置された。バリ行動計画には、網羅的ではないが、これら主要分野で検討すべき問題のリストが盛り込まれることとなり、「長期的協力行動に関する共有のビジョン」の明確化を求める内容となった。

また、バリ会議では、バリ・ロードマップという2年間のプロセスについても合意された。ロードマップとは、条約および議定書の下での交渉トラックに関するもので、2009年12月のコペンハーゲン会議 (COP 15) を交渉の決着期限と定めた。バリ・ロードマップの下での主要な2つの組織がAWG-LCAとAWG-KPであり、2008年に4回の交渉会合を開催。4月にはタイ・バンコク、6月にはドイツ・ボン、8月にはガーナ・アクラ、そして12月にはポーランド・ポズナニで会合が行われた。

**COP 14:** ポズナニのCOP 14開催期間中に、AWG-LCA 4は、バリ行動計画の主要要素全てに関する議論を継続した。同AWG-LCAは、バリ行動計画達成および2009年6月に開催されるAWG-LCA 6での交渉テキストに関する交渉に焦点を合わせる審議用文書をAWG-LCA 5までに作成することをAWG-LCA議長に求めた。

AWG-KP 6は、その作業計画の全要素を戦略的に討議し、COP/MOP 5で、附属書I国の更なる約束に関し最終的に合意するには、附属書I国全体の排出削減量の規模、及びこれに対する締約国毎あるいは各締約国共同での貢献、さらには結論書(FCCC/KP/AWG/2008/8)の第49パラグラフに明示されたその他の問題について2009年中に検討する必要があると決議した。その他の問題には、柔軟性メカニズム、LULUCF、温室効果ガス・セクター・排出源、各種ツールや政策措置及び方法論に係わる潜在的な影響、航空・海上輸送で使用されるバンカー燃料油、法的問題などがある。

**AWG-LCA 5 & AWG-KP 7:** 2009年3月29日-4月8日、AWG-LCA 5及びAWG-KP 7は、ドイツ・ボンにて開催された。会合の主目的は、両AWGの下で交渉文の作成作業を行うことであった。

AWG-LCAでは、バリ行動計画の実現及び合意した諸要素(FCCC/AWGLCA/2009/4、Part I・II)の交渉に集中するための議長作成メモを審議した。AWG-LCA 5では、2009年6月の次回AWG-LCA会合のため議長が準備する交渉テキスト草案の諸要素をさらに詰めることが中心となった。

AWG-KP 7では、京都議定書の下での附属書I国の2013年以降の排出削減や、議定書の今後の改正を含めた法律上の問題が焦点となった。また、AWG-KPでは、柔軟性メカニズム、LULUCF、対応措置の潜在的な影響などを含めた同部会の作業計画におけるその他の問題についても検討された。AWG-KPは、6月の会合までに、2つの文書 [3.9条(附属書I国の更なる約束)に基づく議定書改正に向けた提案およびLULUCFや柔軟性メカニズムといったその他の問題に関するテキスト] を準備するよう議長に要請することで合意した。

**AWG-LCA 6 & AWG-KP 8:** 2009年6月1日-12日、AWG-LCA 6 及び AWG-KP 8は、ドイツ・ボンにて、UNFCCCの実施に関する補助機関 (SBI)・科学的・技術的助言に関する補助機関 (SBSTA) 第30回会合と同時に開催された。

AWG-LCA 6は、議長草案(FCCC/AWGLCA/2009/8)を出発点として交渉テキストの作成に専念した。会期中に各締約国の意見が明確になり、各種の提案が提出され、バリ行動計画の主な要素を網羅する約200頁の改訂版交渉テキスト (FCCC/AWGLCA/2009/INF.1)が成果文書としてまとめられた。

AWG-KP 8は、議定書に基づく附属書I国の更なる約束についての審議を継続した。議論の焦点は、2013年以降の附属書I国の国別排出削減目標と、附属書I国全体の目標に対する様々な締約国からの提案であった。AWG-KPは、AWG-KP議長の文書に基づき、これらの問題ならびにLULUCFや柔軟性メカニズムといったその他の問題の議論を継続することで合意した。

6月会合の終了までに、条約の下での新たな議定書に関する5つの意見書、京都議定書改正に関する12の

意見書が、コペンハーゲンでの採択に向けて事務局に提出された。

## 本会合レポート

2009年8月10日（月）、条約の下での長期的協力行動に関する特別作業部会(AWG-LCA) 及び京都議定書の下での附属書I国の更なる約束に関する特別作業部会（AWG-KP）の開会でボン気候変動交渉が開幕した。本報告では、両AWG非公式会合の1週間の議論を要約する。

### 京都議定書の下での附属書I国の更なる約束に関する特別作業部会（AWG-KP）

8月10日(月)、John Ashe議長（アンティグア・バーブーダ）がAWG-KP非公式会合を開会し、本会合に向けて作成された以下の項目を含む文書を紹介した。：

- 京都議定書3.9条（附属書I国の更なる約束）に則った議定書改正案（FCCC/KP/AWG/2009/10/Add.1）
- その他の議定書改正案（FCCC/KP/AWG/2009/10/Add.2）
- LULUCF、柔軟性メカニズム等のその他の問題に関する決定書草案の諸要素に関する各種提案のまとめ（FCCC/KP/AWG/2009/10/Add.3）
- 附属書I国の国別目標および全体目標に関する締約国からの提案とりまとめ（FCCC/KP/AWG/2009/10/Add.4）

非公式会合の作業は、3つの非公式グループで行われた。第1グループでは、附属書I国全体および国別の排出削減について、Leon Charles（グレナダ）とGertraud Wollansky（オーストリア）の進行で討議された。第2グループでは、“その他の問題”がAWG-KP副議長Harald Dovland（ノルウェー）の下で討議された。“その他の問題”は、AWG-KP作業計画パラ49(c)（FCCC/KP/AWG/2008/8）に記載されている以下の項目を含んでいる。：柔軟性メカニズム；LULUCF；温室効果ガス・セクター・排出源の種別；人為起源のCO<sub>2</sub>換算排出量の排出源および吸収源除去量での共通算定方式；方法論及びその他の問題。第3グループでは、対応措置の潜在的な影響について、Mama Konaté（マリ）とAndrew Ure（オーストラリア）の進行で討議された。本会合の開催にあたり、締約国が個別問題の検討を希望する場合は法律問題に関するグループも開催するとAshe議長が発言したが、法律問題グループの会合は行われなかった。



AWG-KP非公式会合では、結論書を採択することは定められていない。金曜午後の閉会会合中に、Ashe議長は文書(FCCC/KP/AWG/2009/10.Add.1 and FCCC/KP/AWG/2009/10.Adds.3-4)について、附属書I国の排出削減とその他の問題に関する非公式グループによるノンペーパーを踏まえて、バンコクの前に一部を修正する予定だと説明した。また、Ashe議長は、潜在的な影響に関して行われた作業を反映させるため文書を発行する予定だとも述べた。

**附属書I国の排出削減:** 月曜～金曜に、附属書I国全体及び国別の排出削減に関する非公式グループが開催され、特に次のテーマ： 締約国から提出された“可能な”数値目標を実証する仮定； 割当量の設定； 締約国の誓約を排出抑制・削減数量目標(QELROs)に転換させるための方策について集中的な討議が行われた。開会会合で、共同進行役のWollanskyは、残り時間を文書の整理に使うことを提案したが、中国は、文書の整理または交渉テキストの作成は、行うべき作業として定められていないと主張した。

**割当量の設定**に関する意見交換で議論が始まった。ニュージーランドは、QELROsが絶対排出削減量のどちらかで約束を設定できるという柔軟性をもたせるべきと主張した。日本が、絶対排出削減量の方が望ましいと発言する一方で、ツバルは複数の計量方式を設定すると問題が複雑になると述べた。韓国は、当該の問題は附属書Bの改正というAWG-KPの役割と関係がないと主張した。

火曜から木曜にかけて、締約国から提出された“可能な数値目標”についての技術的な議論が行われた。まず、締約国から提出された可能なQELROs をとりまとめた情報メモが事務局から紹介された後、いくつかの附属書I国から基礎的な仮定の説明がなされ、各国の誓約内容が紹介された。

ニュージーランドは、2020年までに90年比で10-20%削減という中期目標を紹介した。この数字は、現行のLULUCFルール継続、ならびに国内緩和策のコスト高によりすべての資源が柔軟性メカニズムや炭素市場に向けられるとの仮定に基づいたものであると説明した。

日本は、2020年までに2005年比で15%の排出削減という国内数値目標について述べ、これがLULUCFや柔軟性メカニズムを含めない数字であることを強調した。さらに、第1約束期間の日本の数値目標は非常に野心的なものであり、すべての締約国に単一の基準年を設定することは適当ではないと述べた。

カナダは、2020年までに2006年比 20%削減という国内目標について説明し、2050年に06年比 60-70%削減という目標に向けた経路での中期目標であると述べた。また、この目標は、コペンハーゲンの結果を条件とするものではないと強調し、2006年を基準年としたのは完全なデータが完備する最初の年だからであると説明した。

ロシア連邦は、2020年までに10-15%削減する計画について述べ、ロシアの排出量は現在90年比で33%以下という状況で、2020年以降にピークに達することが見込まれることから、この目標値にはLULUCFやオフセットを含んでいないと説明した。また、他国の行動に依存する数値ではないが、ロシア経済の状況によると述べた。ベラルーシは、2020年までに90年比5-10%削減する意向を確認した。

ノルウェーは、2020年までに90年比30%削減すると誓約し、うちLULUCFが3-6% 占めるが、一定の算定ルールの変更が必要であると指摘した。

**基準年**については、日本とカナダが、締約国の基準年を複数にすべきと主張した。ミクロネシアは小島嶼国連合（AOSIS）の立場から、そしてツバルは、現行基準年を維持継続することが、第2約束期間の約束と比較できるようにするために重要であると強調した。スウェーデンは、欧州連合（EU）を代表して、2020年までに90年比30%減というEU目標は、国際的な合意が得られた場合の数値であると指摘した。

スイス、ニュージーランドなど幾つかの国は、第1約束期間にのみ合意されている**LULUCF** ルールを明確にする必要があると指摘した。可能なQELROsについては、LULUCFが誓約の中に含まれていたのはニュージーランドとノルウェーだったが、ニュージーランドは現行規定に何も変更が無い場合を想定しており、ノルウェーは算定ルールへの変更が必要と強調した上での内容だった。カナダ、日本は、LULUCFを算定に含めず各々の誓約を出した。

炭素市場を通じたオフセット（相殺）については、いくつかの附属書I国が柔軟性メカニズムの利点を強調し、2013年以降も活用することに関心を示した。ニュージーランドは、国内緩和策が高コストであることから、市場メカニズムが重要であると強調した。ノルウェーは、同国の数値目標の3分の2が国内の排出削減により達成されると述べた。

南アフリカは、柔軟性メカニズムに由来するオフセット比率に疑問を示した。先進国が途上国におけるすべての最善の緩和機会を利用すれば、衡平性の問題が生じ、途上国に高い緩和コストの負担が残ると強調した。また、日本は反対したが、南アフリカは柔軟性メカニズム活用のキャップが解決につながるかもしれないとの見方を示した。オーストラリア、ニュージーランドは、条約における最小コストによる排出削減の原則を強調した。

**QELROs算定**については、ニュージーランドが実際の排出量が望ましい起点であると強調した。一方EUは、QELROsには起点が重大な意味を持つと指摘した。EUは、起点、経路、期間などがQELROs

にどのような影響を与えるか紹介し、起点の早期化と期間の長期化が、より緩やかで小さなQELROsにつながるとし、そのどちらも附属書I国の目標とする“野心的レベル”に影響を与えると指摘した。

ボリビアは、利用可能な最善の科学に基づいて排出削減総量を設定後、能力を含む種々の要因を踏まえて各国ごとの数値目標を割り当てるトップダウン方式を採用する必要があると強調し、AOSISの支持を受けた。また、ボリビアは重要な要因として歴史的な責任を強調した。ニュージーランド、日本、ロシア連邦、クロアチアは、ボトムアップ方式で各国が削減可能量を評価して得られた数値に基づき国毎の数値目標を設定すべきであるとし、各国の数値目標の誓約を積み上げることで全体の目標が設定できると主張した。EU、日本、オーストラリア、カナダは、いくつかの主要排出国が不在の中で、こうした数字を議論することは困難として、附属書I国全体の排出削減に関しては、AWG-LCAとの合同セッション開催を主張した。

金曜日、共同進行役のCharlesは、非公式グループの議論は実り多いものであったと述べ、文書中の選択肢の排除や統合にはいたらなかったが、AWG-KP議長への提案に盛り込むため締約国がそれぞれの提出文書の情報更新や修正を行うことが出来たと述べた。

**交渉の状況:** 金曜日、非公式グループがオリジナル文書 (FCCC/KP/AWG/2009/10/Add.1)に些少な変更を加えたノンペーパーをAWG-KP議長に送り、AWG-KP 9用の文書修正時に考慮するよう付託した。

**その他の問題:** 非公式グループは、AWG-KP作業計画 (FCCC/KP/AWG/2008/8) の49(c)項、「その他の問題」記載の問題に焦点を当てた。月曜日から木曜日、グループでは柔軟性メカニズムを議論する4回の会合を開催した。金曜日、温室効果ガスおよび地球温暖化係数の算定に用いる共通計算方法を議論する会合が開催された。また締約国は、LULUCFに関する「スピンオフ」グループの継続でも合意、Bryan Smith (ニュージーランド) とMarcelo Rocha (ブラジル) が進行役となり、火曜日から金曜日にかけて3回の会合を開催した。

**柔軟性メカニズム:** 議定書の3つの柔軟性メカニズムに関し、AWG-KP副議長のDovlandは、議定書の改定案について異なる意見があると指摘し、文書のオプションに関する意見の集約と取りまとめを図るため、排出量取引およびプロジェクトベース・メカニズムに関するCOP/MOP決定書案 (FCCC/KP/AWG/2009/10/Add. 3) の要素に注目することを提案した。中国は、文書は議論の進行を図るためのものであり、交渉のベースとして用いられるべきではないと指摘し、クウェートとサウジアラビアもこれを支持した。

クリーン開発メカニズム（CDM）関係の種々のオプションについて、EU、日本、ミクロネシア連邦は、**標準化ベースライン**作成のオプション保持を支持したが、ブラジル、アルゼンチン、中国、その他は、この問題を取り上げないことを希望、このため「決定なし」とするオプションを支持した。

CDMでの**積算係数**、**割引係数**について、日本、中国、クウェート、インド、ブラジル、その他は、該当する係数の作成を支持せず、「決定なし」とするオプションを希望した。中国とブラジルは、そのような係数には主観が伴うと主張し、クウェート、日本、サウジアラビア、その他は、複雑になることは避ける必要があると主張した。EUは、割引係数なしで標準化ベースラインを確立するのは困難であると主張する一方、積算係数には反対した。韓国は、割引係数も積算係数も支持した。アルゼンチンは、積算係数への支持を表明した。

技術、ホスト国、プロジェクトの規模などをベースとしたプロジェクト活動のタイプを**ポジティブリスト**または**ネガティブリスト**に入れるかどうかについて、セネガルは小規模再生可能エネルギー技術の追加性は証明済みであると主張し、ブラジル、インド、ガンビアもこれを支持した。ニュージーランドは、ホスト国への配慮は、環境上の利益が加わらずに複雑さだけが増すと指摘した。日本は、CDMプロジェクトの現状の地域配分考慮する必要があると強調した。ツバルは、「小規模」の定義について懸念を表明し、ネガティブリストのオプションを排除するべきではないと述べた。

CDMプロジェクトの**共同便益**推進に関し、ブラジル、インド、フィリピン、その他は、決定しないことを支持したが、日本、サウジアラビア、クウェート、その他は共同便益の議論を支持した。幾つかの締約国は、各CDMプロジェクトに対し、特定の共同便益の実証を求める文章は削除する一方、特定の共同便益を実証するプロジェクトへの支援に関する文章を支持した。

後発発展途上国（LDCs）、G-77/中国（G-77/中国）、韓国、日本、その他は、**特定ホスト締約国**による**CDMプロジェクトへのアクセス強化**に関する文章の保持を支持したが、EUは決定しないことを希望し、CDMの地域配分については別な方法があることを強調した。

**ホスト締約国卒業 (graduation) 時**のCDMプロジェクトの取り扱い方法に関し、中国、ブラジル、フィリピン、その他は、決定しないことを支持した。EU、日本、オーストラリア、ニュージーランドは、この問題を取り上げるよう提案し、EUは、EU加盟国で非附属書I締約国の諸国におけるCDMプロジェクトに何が起きるか決定する必要があることを強調した。EUとその他は、CDMプロジェクトを共同実施（JI）プロジェクトに転換するという文章の削除を提案したが、日本はこれに反対した。



京都議定書削減単位の**繰越 (バンキング) 制約**に関し、ウクライナ、ロシア連邦、その他は、第2約束期間を超えるバンキングを制約しないことを支持したが、LDCs、AOSIS、スーダン、その他は、現在の制約条件を今後の約束期間へも延長して適用することを希望した。

将来の約束期間からの**割当量の借り入れ**を認めることに関し、G-77/中国は、この問題について決定しないことを支持したが、ウクライナとカナダは、このオプションの保持を希望した。

**収益の一部 (Share of Proceeds) の適用延長**に関し、AOSIS、LDCs、コロンビアは、このオプションのCOP/MOP決定書内での保持を支持した。EU、日本、ニュージーランドは、議定書の改定に関する提案に注目するとともに、AWG-LCAでの適応と資金に関する議論との結びつきにも注目した。

**CDMに炭素回収貯留 (CCS)**を含めるかどうかに関し、サウジアラビア、日本、ナイジェリア、クウェート、イラン、EU、ニュージーランド、ガーナ、その他は、このオプションの保持を支持したが、AOSIS、アルゼンチン、ブラジル、コロンビア、ガンビア、その他は決定しないことを希望した。ブラジルは、CCSは国内では適切な緩和行動であると主張する一方、これをCDMに入れることには反対し、ガンビアもこれを支持した。クウェート、サウジアラビア、ナイジェリアは、CDMの下でのCCSを地層処分に限定するとの表現に反対した。AOSISは、地層処分以外のCCSに関する懸念は一層深刻であることを強調した。

短時間の議論が行われ、日本は、**原子力活動**をCDMに適格であるとするオプションの削除に反対した。

**途上国の適切な緩和行動 (NAMAs) に対するクレジットの発行**に関し、G-77/中国とツバルは、決定しないことを希望した。コロンビアは、地理的な配分などCDMに関係する問題の規模拡大の懸念を強調した。韓国は、NAMAへのクレジット発行に関する決定を支持し、この提案は途上国が市場メカニズムから利益を得るのを助けると述べた。EUは、セクター別クレジット発行に関する同国の提案とのシナジーを指摘する一方、排出削減の帰属とMR V (モニタリング、報告、検証) に関して懸念があると指摘した。

木曜日、柔軟性メカニズムに関する最終会合において、参加者は、バンコク会合に向けての進め方のオプションを議論した。南アフリカは、二つの手順シナリオを提起した、一つはコペンハーゲンにおいて問題の全範囲に関する合意ができるまでオプションの推敲を続けるというもの、もう一つはマンダートの問題を検討するとともに、交渉ではどのような問題に対処できるかを検討するというシナリオである。サウジアラビアは、中国やインド、オマーン、エチオピアと共に、附属書Bと議定書3.9条(附属書Iの更なる約束)に焦点を当てることを提案した。エジプトは、中国とともに

に、議定書の改定が求められる要素とCOP/MOPの決定書として採択が可能な要素を区別することを支持した。ブラジルは、他の多くの諸国とともに、議定書の改定が求められる要素の議論をコペンハーゲンまで延期するよう提案した。コロンビアは、問題が（議定書の）改定で処理されるか、それとも決定書の形で処理されるかの議論は、法律グループに任せるのが最も良いと提案した。オーストラリアは、コペンハーゲンでAWGsの会合を開催するかどうかの合意がないと指摘した。

**交渉の状況：**副議長のDovlandは、関連文書（FCCC/KP/AWG/2009/10/Add. 3）への追加や削除を反映したノンペーパーを提出し、締約国は、これをAWG-KP議長によるバンコク向けの改定文書作成のため同議長に送ることで合意した。

**LULUCF：**LULUCFに関するスピノフグループは、今週、土地ベースの算定、自然のかく乱、森林の管理（FCCC/KP/AWG/2009/10/Add. 3 annex II）、CDM関連問題、データの提出

（FCCC/KP/AWG/2009/10/Add. 3）に焦点を当てて議論した。共同進行役のMarcelo Rocha（ブラジル）は、締約国数カ国が懸念を表明したことから、特定の問題に関する小グループの会合は開催されないと説明した上で、二国間の協議を提案した。

多数の国が、土地ベースの算定方法は、望ましい長期目標であると述べた。オーストラリアはスイス、EUと共に、第二約束期間で土地ベースの算定方式を導入する用意はないと述べた。ブラジル、中国、日本は、データの完璧な報告書の必要性を強調するとともに、測定では現在も科学的な不確実性があると指摘した。多数の国が、人為的な排出量、除去量と非人為的な排出量、除去量とを区別することの難しさを強調、これが自然のかく乱の定義づけに対する課題となっていると述べた。

南アフリカは、吸収源と排出源の両方について広範な検討を行うよう提案し、ポジティブな措置を検討しようとする意思は限られていると指摘した。スイスは、自然のかく乱に対処するとの自国の提案について論じ、LULUCF活動全体を通して、割引率が有用となる可能性を指摘したが、同時に、割引率の設定が主観的となることも認めた。

伐採木材製品（HWP）の算定法式に関する質問に対し、ニュージーランドは、HWPが永遠に吸収源であり続けるとは受け止めていないとし、生産国の責任を強調した。タイとベラルーシは、自然のかく乱や泥炭地に関するガイドライン策定について、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の協力を得ることを提案した。

同グループは、LULUCF活動のCDM適格性について議論した、この活動には新規植林や再植林、途上国での森林の劣化および森林減少による排出量の削減（REDD）、湿地の回復、持続可能な森林管理または土地管理活動、土壌カーボンの管理、植生の回復、森林、耕作地、牧草地の管理を含める。

中国とブラジルは、CDMでは新規植林と再植林のみを考えに入れるよう提案した。多数の国がREDDについては他の議論の場で検討することを支持した。セネガルはアフリカグループの立場で発言、日本、ザンビア、パプアニューギニア、エチオピアと共に、CDMの地理的配分を改善する必要性を強調し、適格なLULUCF活動の範囲を拡大することはそのような機会を提供するものだと強調した。ブラジル、EU、ツバル、カナダは、活動をCDMで考えるのとNAMAsで考えるのとではどちらが最善か議論することを提案した。

締約国は、データ提出の活用で合意、一部の国は、データは透明性を高めるものであり、LULUCFの提案が目標にどう影響を与えるかを明らかにすると指摘した。ガイアナは、附属書I諸国に対し、LULUCFがそれぞれの目標にどれだけ貢献するか、そのデータを提出するよう求めた。多くのものが、データ提出は、バンコクでのAWG-KP 9の前には終わっているのが理想だが、データをまとめることが実際面での課題になると指摘した。カナダは、2つのタイプのデータが議論されているとし、一つはいつでも入手可能な基礎データであり、もう一つは、より多くの情報を必要とし、バンコクには間に合わない可能性が高いシナリオおよび予測であると述べた。

**交渉の状況：**会合の終わりに、共同進行役のRochaは、LULUCFに関する基礎データを想定条件や不確実性の説明をつけて自主的に事務局のホームページに提出することは、全ての締約国の利益になると強調し、AWG-KP議長へは新たな文書を送っていないと明言、新しい文書はバンコクでも提出できることを想起した。

**温室効果ガス、セクター、排出源：**温室効果ガス、セクター、排出源に関する疑問点は、金曜日、その他の問題に関する非公式グループのある一つの会合で議論された。

(FCCC/KP/AWG/2009/10/Add.3 annex III) 副議長のDovlandは、これらの問題に関する新しいノンペーパーを作成するだけの時間はないが、締約国提案の文書への挿入や修正については、AWG-KP議長に送って、バンコクでのAWG-KP 9の改定文書に入れることができると指摘した。

議論では3つの問題が中心となった。第2約束期間で新たな温室効果ガスを入れるかどうか、地球温暖化係数(GWP)の算定基準、報告書作成ガイドラインである。オーストラリアは、2010年から開始されるプロセスに関係した問題についてのSBSTA結論書(FCCC/SBSTA/2009/L.11)に基づく提案を提出し、2006年版IPCCガイドラインに基づき、国内温室効果ガスインベントリプログラムのUNFCCC附属書I国報告書作成ガイドラインの改訂版を作成、2015年からの運用に向け採択することを目指すと述べた。

新しい**温室効果ガス**の問題に関し、ブラジルは、中国、インド、スーダン、サウジアラビア、エジプト、バングラデシュと共に、議定書の附属書Aには新しいガスを一切含めないとするオプションを支持した。AOSISは、新しいガスの追加を支持し、こういったガスの排出量を増加させるインセンティブを防ぐためだと述べた。同代表は、附属書Aではこれらのガスを「族（ファミリー）」でグループ分けするべきだと指摘した。日本、EU、カナダ、オーストラリアは、緩和を助けるだけの確固とした科学的な証拠や技術情報が存在する場合、新しいガスの追加を支持すると述べた。カナダは、オゾン層破壊物質に関するモントリオール議定書との一貫性を確保する必要があることを強調した。

GWP<sub>s</sub>計算の**共通算定基準**に関し、ブラジルは、地球気温ポテンシャル（GTP<sub>s</sub>）を用いるとするオプションの2を希望、インドもこれを支持した、その一方で、第2約束期間でも議定書の規定を保持するとする第3のオプションも提起した。EUは、そのようなシナリオでは新しいガスにどう対応するのか質問した。ブラジルは、新しいガスの追加に反対であると指摘した上で、そういったガスに対して例外措置を設ける可能性を示唆し、自国の提案は、SBSTAの下でGTP<sub>s</sub>定義付けの複雑さを実際に反映させていると強調した。

**交渉の状況**：非公式グループの進行役は、議論の内容に基づいて多少の変更を行い、バンコクでの文書改訂版に含めるようAWG-KP議長に提案した。

**影響結果可能性**：スピルオーバー効果など、附属書I締約国がとりうる対応措置の、そしてツールや政策措置、方法論などが環境、経済、社会に与える影響結果可能性については、水曜日から金曜日で4回会合した非公式グループ会合で議論された。このグループでは、AWG-KP 8から送られてきた文書（FCCC/KP/AWG/2009/9）の24-30項に記載された文章のスリム化と取りまとめに焦点を当てた。

締約国は、AWG-KP 8会合報告書（FCCC/KP/AWG/2009/9）の附属書Iから送られてきた文書について行ごとの議論を行った。議論の的となったのは、次の問題であった：AWG-KPによる影響結果可能性検討の根拠、関連するCOP/MOP決定書および議定書の条項、作業の枠組み、結果として生じる影響に対応する能力と脆弱性、理解の深化。

検討の根拠に関し、途上国は、条約への言及は削除することを提案し、この文書は議定書に特に言及するものであると指摘した。南アフリカはG-77/中国の立場で発言、現在の文書では、条件や基準を導入している可能性があるとは指摘、作業の枠組みについては、途上国に対するネガティブな影響結果を最小限に抑えることの重要性を説いた。



先進国数カ国は、作業枠組みにおいて、現在の文書の構成には繰り返しが多いと強調した。ニュージーランドは、文書のこのセクションには3つの異なるアイデアが記載されていることに注目、ネガティブな影響結果削減に向けた動き、緩和行動のポジティブな影響結果そしてネガティブな影響結果であるとし、途上国の組織能力に対するネガティブな影響に焦点を当てて議論するよう主張した。G-77/中国は、理解を深めることの複雑さを強調する一方、文書に記載するメッセージは簡素化する必要があると指摘した。締約国は、「実際の影響」の意味合いについて議論し、先進国は「観察された」よりも「実際の」を希望したが、途上国は、「可能な」影響結果も含める必要があることを強調した。

参加者は、理解を深める要素の一つとして、地域のそして地球規模の評価の可能性を議論した。EUは、全ての緩和行動に関して地域のそして地球規模のレビュープロセスが求められるなら、速やかに緩和行動をとるという議定書の目的を大きく損ねることになると指摘、地域レベルそして地球レベルは評価を行う上で最適なレベルではない可能性があるとして述べた。サウジアラビアは、これらの評価は先進国による個別の影響評価を補うものであるとし、政策の分類、その結果として生じる影響を調査するものだと述べた。ガイアナとミクロネシア連邦は、途上国への影響を評価し、これにどう対応するかを調査することが目的であると述べた。オーストラリアは、そのような評価には役割があるかもしれないが、その委託条件の交渉に時間をとられる可能性を懸念、それについては後日行うよう要請した。

**交渉の状況:** 今週中の議論で修正された文書はAWG-KP議長に送られ、バンコクの前に通常の文書として刊行される。

**閉会会合:** 金曜日午後、AWG-KPの閉会会合が開催された。AWG-KP共同議長のJohn Asheは、非公式グループならびにLULUCFに関する小グループの進行役による概要報告を求めた。その後、同共同議長は、バンコクの前に、附属書I国の排出削減量および他の問題に関する非公式グループのノン・ペーパーに基づき、文書（FCCC/KP/AWG/2009/10/Add. 1 and FCCC/KP/AWG/2009/10/Add. 3-4）の一部を改定すると説明した。議長のAsheは、影響結果可能性の議論を反映させる通常の文書も発行されると指摘、締約国は法律問題に関する非公式グループに対する支援要請を出していないと指摘、「コペンハーゲンが近づくにつれ、法律グループの作業が多くなること」を希望すると述べた。同議長は、バンコクに向けた進め方について、AWG-KP 9の前にシナリオ・ノートを発表すると述べ、「6週間のうちに2倍の作業をしなければならない」ことを強調した。議長のAsheは、午後4時10分、会合を閉会した。

## 条約の下での長期的協力行動に関する特別作業部会

AWG-LCA議長のMichael Zammit Cutajar（マルタ）は、8月10日月曜日、非公式会合を開会、この会議は、バンコクまで延長する3週間の会期の一部と考えていると述べた。同議長は、AWG-LCA交渉文書改訂版（FCCC/AWGLCA/2009/INF.1）の長さや複雑さを指摘し、これを短縮することが課題であると強調した。同議長は、1997年10月、京都会議を前に議論された文書が約30頁しかなかったことを想起した。同議長は、BAPの各要素をバランスよく検討する必要があると指摘し、本会合の成果として交渉文書のさらなる改定が行われることを希望した。スーダンもG-77/中国の立場で発言、ボン会議の成果は議長の交渉文書改訂版ではなく「ボン締約国文書」であるべきだと述べた。

AWG-LCAは、月曜日午前中の開会会合に加えて、週半ばには成果検討会議、そして金曜日の午後に閉会会合を開催した。この週の会議の大半が非公式グループの会合であり、BAPの5つの要素、すなわち適応、資金、技術移転、キャパシティビルディング、緩和、ならびに長期的協力行動における共有ビジョンに焦点を当てた。多数の小グループ会合も開催され、BAPの緩和に関する小項目1(b)(i)-(vi)が議論された。

この週の会議の終わりでは、何の結論書も採択されなかったが、今後の進め方に焦点が当てられた。フィリピンはG-77/中国の立場で発言、改訂された交渉文書には自分たちの提案が明確に反映されていないことを嘆き、提案国がどこか明記する必要があることを強調したが、一部の先進国はこれに反対した。フィリピン代表は、文書の要素を組み合わせる場合、どの締約国の提案かを引き続き明記しておく必要があると主張した。スーダンは、全ての締約国には全面的に参加する権利があると強調、スケジュールの決定を含めこの問題に関して締約国と相談する必要があることを強調した。米国、EU、その他は、進行役の業績に満足の色を表明、メキシコは環境十全性グループの立場で発言、全面的な交渉モードに転換する必要性を強調し、バンコクでは交渉可能な文書とする必要があることを強調した。

1週間を通して、非公式グループとその進行役は、意見集約の可能な分野と意見が分かれている分野の特定に向け努力し、AWG-LCA交渉文書の進展を図るツールの作成を開始した、これには読解ガイド、表、マトリックス、文書の一部のセクションを取りまとめるノンペーパーが含まれる。

金曜日、議長のZammit Cutajarは、交渉文書改訂版について、締約国提出の修正案をつけた上で、議論の土台として残しておき、交渉文書改訂版に追加メモを明記し、原文を注釈付けした新たな文書をUNFCCCのウェブサイトに掲載することを提案、締約国もこれに同意した。同議長は、バンコク

の前には、多様なツールやセクションのとりまとめなどを含めた第二の情報メモも発行すると説明した。同議長は、この新しい文書により、締約国は文書全体を検討する多数のツールを得ることになるが、ツールの素材は締約国が選択した自身の提案と合致するものでなければならないと指摘した。

BAPの5つの主要要素に関するAWG-LCA非公式グループならびに小グループでの議論の内容を下記に総括する。

**適応：**この問題は最初、水曜日午前中のThomas Kolly（スイス）とWilliam Agyemang-Bonsu（ガーナ）が進行役を務める非公式グループ会合で取り上げられた。今回の会期の1週間で、このグループは4回会合を開いた。

このグループの会合で、モルディブはG-77/中国の立場で発言、緩和と適応を同等に扱い、資金規模を拡大し、適切かつ予測可能な資金源とすることを提案した。オーストラリアはアンブレラグループの立場で発言、特に適応は全ての締約国に取り重要であることを強調、緩和を積極的に進めるなら適応の負担増大を回避できることを強調した。同代表は、カナダ、日本、EUとともに、適応は国家主導のものであるべきで、最も脆弱な国を優先しなければならないことを強調した。日本は、適応の強化においては、UNFCCCが仲介役を務める必要があると述べた。アンブレラグループは、UNFCCCは最善の実施方法や情報の交換で、活動の促進を図り、仲介役を務めることができると述べた。同代表は、多数の資金源から資金を得るべきであると述べ、EUと共に、援助の規模拡大を促した。

EUは、最善の適応戦略は実行可能な緩和体制であることを強調、適応を持続可能な開発プロセスに組み込むことを強調した。ウルグアイは、適応コストを最小限に抑制するため、野心的な緩和約束をすることを求めた。

バングラデシュは、特に低金利のローンではなく、無償ベースでの資金の提供と、地域社会レベルでの行動を求めた。ペルーは多数の国を代弁し、エジプト、コロンビアと共に、途上国を脆弱性で評価して新しく分類することに反対した。ブルキナファソはLDCsの立場で発言、諸国を分類することを支援した。

ペルーとパラグアイは、適応においては生態系を保持するべきであると述べ、先住民社会を含めた地域社会の参加を高めることを求めた。インドネシアは、生態系ベースの管理と沿岸地帯への言及を要請、成果文書では海洋と気候変動との動的な関係にも言及するべきだと述べた。トルコは、

適応技術とその移転に関する新しいセクションを作り、資金と技術に関する執行機関を設立することを支持した。

クック諸島はAOSISの立場で発言、資金に対する途上国のアクセスを容易にし、調整するメカニズムの設置を支持した。ベネズエラは中南米諸国数カ国を代表して発言、制度上のアレンジはCOPの権限とガイダンスの下のもとし、債務を対象とする資金へのアクセスを確保するため、マルチウィンドウ方式のものとするべきだと述べた。同代表は、エジプト、アルゼンチン、スリランカ、アフリカグループと共に、資金は公的資金源のものとし、政府開発援助（ODA）に追加的で、MRVの対象とするべきだと述べた。サウジアラビアは、資金援助や技術援助は、先進国のみが提供するべきだと述べた。

中国は、適応委員会または補助機関の設置を支持、途上国に地域センターを置くことも支持した。フィリピンは、実地学習方式と情報交換を支持し、先進国に対し、特に国家開発計画に適応を統合した経験について情報を提供するよう求めた。アフリカグループは、適応のコスト算定における先進国の支援を要請した。米国は、適応のため2010年には3億ドルを約束しており、これは2009年の予算の10倍の額であると述べた。

AOSISとツバルは、対応措置の影響について適応の下で議論することに反対し、この問題が緩和の項で取り上げられていることを強調した。サウジアラビアは、文書全体を通して対応措置の影響に言及し、経済的な脆弱性への言及も付け加えるよう提案した。ガーナは、適応における性差別の面に焦点を当てた。ブータンとネパールは、山岳諸国の生態系固有の脆弱性に注目することを求めた。

この週、共同進行役のKollyとAgyemang-Bonsuは、実施、実施方法、モニタリングに関する小セクションの文章を統合した文書と、その統合文の原文が記載された箇所を特定し、統合の正当性を記載するガイド表を提出した。両共同進行役は、どの提案も削除せず、文書の合理化をはかり、重複を避けるために作成した文書だと説明した。多数の締約国が、この統合文書は有用であるとし、プロセスを前進させると評価する一方、原文との不一致を指摘し、特定の提案を外していると指摘するものもいた。エジプトは、統合文書には提案国の名称を記載することが重要であると指摘した。AOSISは、提案国名の記載は文書をさらに複雑にするとして懸念を表明し、ガイド表に該当する欄を設けて記載することを提案した。

共同進行役のKollyは、残りの小セクションも可能な限り早期に統合するとし、その統合文書に関するコメントは事務局に送付可能であると指摘した。AOSISは、文書の用語について共通の理解



を得るべきだと述べた。フィリピンはG-77/中国の立場で発言、同グループのメンバーが提案したものの排除にはすべて反対すると警告した。スーダンは、新しい提案は透明性を図るため、全てバンコクまで延期するべきだと警告した。

**交渉状況:** 統合文書は、適応に関する小セクションの残りについて会期中に議論したものも含め、バンコクでのAWG-LCA 7の前に発行される新しい情報文書の中に含める。

**資金:** 交渉文書改定版 (FCCC/AWGLCA/2009/INF.1) には、「資金、技術、キャパシティビルディングに関する行動強化」の章が含まれるが、資金については「資金源の提供および投資に関する行動強化」の下で別途議論することで合意した。この問題については、火曜日、木曜日、金曜日に4回の非公式会合が開催され、AWG-LCA副議長Louis Machado (ブラジル) が 進行役を務めた。

火曜日、副議長のMachadoは、意見の一致した点および更なる議論が必要な点を示す表の作成を事務局に要請した。同副議長は、アクセスおよび分散など指針となる原則を議論する一方、資金の流動性に関する議論は延期するよう提案した。また議論する点として次のものを挙げた：信頼性、衡平性、ならびに全ての締約国を等しく代表すること、資金源の調整と首尾一貫性、資金へのアクセスと分散方法、脆弱な途上国のニーズへの対処。

フィリピンはG-77/中国の立場で発言、資金メカニズムの締約国に対する信頼性、資金の必要性、衡平性の原則に焦点を当てた。

バングラデシュは、BAPと合致し、特に最も脆弱な諸国が直接かつ容易に資金にアクセスできるUNFCCCの下での資金提供構造とする必要性を強調した。バルバドスはAOSISの立場で発言、気候変動との戦いに利用する資源を増加し、開発計画の実施のための資金を提供し、特に小島嶼後発途上国 (SIDS) およびLDCsに対し、直接かつ簡素な資金アクセスを策定する必要があることを強調した。

米国は、LDC基金および気候変動特別基金に初めて資金を提供するなど国内で多くの展開があったことを強調した。同代表は、資金源に関し、必要な資金規模を得る上で民間の資金源が果たす役割を強調した。カナダは、民間の資金フローを仲介する必要性に注目し、最も貧困で脆弱な諸国のニーズを優先させることを提案、また既存の組織や枠組、ネットワークの効果を最大限活用することも提案した。オーストラリアは、公共部門、民間部門の資金、ならびに炭素市場などあらゆる資金源が重要であると述べ、資金へのアクセスを容易にするため、分散手法をとることを提案した。

南アフリカはアフリカグループの立場で発言、全ての締約国は資金源に拠出するべきであるとする規定は支持しない、さらに資金源へのアクセスに関して途上国間での差異化を図るような手法も支持しないと述べた。同代表は、資金規模に関し、アフリカグループは世界の国内総生産 (GDP)

の1%に相当する資金約束がなされない限り、資金に関する合意は受け入れないと述べた。ウガンダはLDCsの立場で発言、資源が不適切であることから、途上国の適応行動計画（NAPAs）の実施が困難であることを強調した。

サウジアラビアは、途上国からの資金源を求める文章は条約の原則に反することを強調し、資金は途上国からの輸出に影響を与えるような課税策ではなく公共の資金に基づくものにするべきだと主張した。中国は、資金源として民間部門への注目を増すことは、資金の先行きを予測不可能にさせるとし、資金は公共部門から提供されるべきものであり先進国のGDPの少なくとも0.5-1%で構成されるべきであると主張した。G-77/中国および他の途上国は、資金調達を成功させ、COPが直接統治できるようにするためにはMRVが重要であることを強調した。

メキシコはハイブリッド車をたとえに用いて、資金メカニズムも「クルマが適正な速度で動けるよう、異なるエンジンを調整できる」ハイブリッドにする必要があると指摘した。

木曜日、副議長のMachadoは、多くの提案に共通する要素を特定し、より理解を深める必要がある分野に焦点を当てる表形式のノンペーパーを提出した。議論の中心となったのは次の点であった：目的、範囲、指導原則；資金源の創設と提供；資金や制度構成を含めた制度上のアレンジ。

**目的、範囲、指導原則**に関し、フィリピンはG-77/中国の立場で発言、意見が平行しており、「国家主導」の用語についても共通の理解が欠けていると指摘した。EUとLDCsの立場でウガンダ、その他は、緩和、適応、技術移転への資金提供に向けた行動を強化することは急務であるとして、その緊急性を明記し、さらには脆弱な途上国への援助を優先させる必要性も明記するべきことを強調した。バルバドスはAOSISの立場で発言、資金源の提供では途上国の優先度を参考にするべきであり、これは文書全体に係る原則に含まれるべきだと述べた。同代表は、トップダウン方式を取り入れた予算の形で具体的な数値を記載する可能性を指摘した。

カナダは、衡平性および共通だが差異ある責任の原則については強力な意見の収束があることを認識し、過半数の締約国は、具体的な行動をとっており、具体的な影響をもたらすことになると指摘した。アンティグア・バーブーダは、脆弱性に基づく諸国の差異化を支持し、COPの下での資金メカニズムへの直接アクセスを支持した。コロンビアは、脆弱性による諸国の差異化はクロスカッティングイシューであることを強調し、生態系ベースの手法に基づくものにするよう提案した。米国は、資金が何のために提供されたかを含め、資金の提供と行動との結びつきを確保する必要性を強調した。EUは、条約の解釈を中心とする長時間の議論に対し警告を発した。

**資金源の創設と提供**に関する議論の中心は、資金を厳密に公共の資金源から得るべきか、それとも官民の資金源の混合にするべきかであった。途上国は総じて、主な資金源を公共のものとし、条件をつけないことを希望した。先進国は、民間の資金源の役割に注目し、両者の混合を希望した。スイスは、官民の資金源とすることでは意見が集約しているが、それぞれが果たす役割では意見が一致していないと述べた。EUは、市場ベースのメカニズムに注目した。バルバドスは、資金の創設で官民の資金源がどれだけの役割を果たすかでは意見が分かれていると指摘した。米国は、適応およびキャパシティビルディングなどの目的においては公共の資金が最も効果があると述べた。ウガンダはLDCsの立場で発言、政府が民間部門から資金を調達することを提案し、適応に対しローンを提供することは「不合理だ」と述べた。

G-77/中国は、先進締約国間で適切な負担を共有すること、適切かつ予測可能な資金提供とすることを提案した。エジプトはアフリカグループの立場で発言、先進国から相当額の資金が提供される必要があることを強調した。南アフリカは、資金規模では意見が分かれていることを認めたが、バングラデシュとともに、現在のODAのレベルを上回る額の新しい追加的で予測可能な資金とすることを強調した。バングラデシュは、先進国のGDP1.5%を超える資金源を保持することを提案した。日本、オーストラリア、米国は、主要な資金源として評価された供与金については意見が一致していないことを強調したが、EUは、評価された供与金の必要性を認めた。コロンビアは、先進国の評価供与金を支持、共同実施および排出量取引メカニズムの収益の8%は適応基金に充てるべきだと述べた。

**制度上のアレンジ**に関し、G-77/中国は、地球環境ファシリティー (GEF) の下での資金へのアクセスが困難であると論じ、条約以外で約束された資金は、条約の下での約束達成のために算入されるべきではないことを強調した。南アフリカは、資金メカニズムの基となる原則および機能に関して共通の理解が生まれ限り、適切な制度上のアレンジを設計することは困難であると述べ、バングラデシュやその他のものとともに、COPのガイダンスに基づく直接のアクセスを強調した。バルバドスは、アクセスの難しさを「暗証番号なしでATMカードを渡されたようなものだ」とたとえた。スイスは、資金提供は予測可能なものにする必要があると主張、現在の資金メカニズムには運用面で問題があることを認めた。

米国は、資金の組織構造を中央集権的で協調されたものにする必要がありと指摘した。EUは、既存の基金や法人との協調性を改善する必要がある点では、意見が一致していると述べた。同代表は、特定の組織についてではなく、機能について論じることが重要であると

述べた。コロンビアとカナダは、マルチウィンドウの基金を支持した。ウガンダはLDCsの立場で発言、ビルディングブロックを支えることを目的とし、COPが管理するマルチウィンドウ方式の資金メカニズムを支持した。バングラデシュは、確固とした気候「資金援助」計画の確立を提案した。カナダは、資金構造の主要な機能に注意を振り向けることは、特定の問題が実際にはどう機能するかを理解を深めることになる述べた。

**交渉の状況：**副議長のMachadoは、意見の集約分野および相違点を示す表は、議論の推進と集中審議を図る上で有用なツールであると指摘した。同副議長は、締約国からのインプットは、改定版の表に記載され、パラグラフは、見やすくするため、構成を変えられると明言した。改定された表はAWG-LCA 7の前に発表される新しい情報文書に含まれることになる。

**技術とキャパシティビルディング：**Kishan Kumarsingh（トリニダード・トバゴ）が進行役を務める技術とキャパシティビルディングに関する非公式グループは今週4回の会合を開催し、そのうち3回は技術開発について、残る1回はキャパシティビルディングについて議論した。

進行役のKumarsinghは、改定された交渉文書について、意見の集約が可能な箇所に焦点を当てることを求めた。数カ国は、この文書全体で作業することの困難さを指摘し、提案には重複があると指摘した。インドとサウジアラビアは、BAPおよび条約と一致しないパラグラフならびに提案を特定し、これを取り除くよう提案した。フィリピンはG-77/中国の立場で発言し、提案国を記載するよう求めたが、オーストラリアと米国はこれに反対した。ウガンダはLDCsの立場で発言し、改定された交渉文書には自グループの提案が明確に反映されていないことを嘆いた。ベリーズはAOSISの立場で発言し、4分3の時間を技術移転の議論に費やし、残りでキャパシティビルディングについて議論して、2つの問題の混同を避けることを提案した。タンザニアは、キャパシティビルディングの議論に集中することを支持した。

AOSISは、技術の開発と移転は、適応と緩和の両方で取り上げる必要があり、SIDS固有の懸念、特に経済規模や地理的な隔絶の問題を抱えた諸国の懸念を念頭に置く必要性を強調した。カナダは、国家主導の手法を強調したが、ノルウェーは、技術移転枠組の目的と原則を議論する必要性を指摘した。中国は、検討する優先順位の高いものとして次の項目に焦点を当てた：制度上のアレンジとUNFCCCの下での行動推進の重要性；資金メカニズム；共同研究開発（R&D）に対処する国際的な行動計画；知的財産権（IPR）問題と発明センター。サウジアラビアは、CCSの有益性に焦点を当て、経済多角化を推進する技術を求めたが、技術移転を再生可能エネルギー部門に限定することに反対した。



一部の諸国は、意見の集約が可能な分野と、強固な共通の利益が存在する分野を特定し、この中には特に次のものが含まれた：技術の開発と普及を主導する国家行動；支援政策と規制枠組；民間部門の参画；主要なツールの1つとしての技術ニーズ評価（TNAs）；地域発明センター；技術面のキャパシティビルディング、研究、開発、実証。

G-77/中国は、特定の問題に関しては途上国と先進国の間で明確な意見の相違があると指摘し、資金メカニズムの枠組みの外での資金供与は受け入れられないことを強調した。締約国は、特に次の点に関する意見の相違を指摘した：資金提供方法；制度上のアレンジ；適応技術面での民間部門の資金供与対公共部門の資金供与；行動推進方法。

米国は、資金面での意見の相違に注目し、日本とともに、新しい組織を設立するべきかどうかでの意見の対立を強調した。アルゼンチンは、資金メカニズムと制度上のメカニズムは、技術開発やキャパシティビルディングに向けた行動を対象にする必要があることを強調した。

オーストラリアは、IPRsに関して明確な違いがあることを強調した。多数の途上国が、IPR体制をリフォームし、技術移転の障害とならないようにすることを求めた。米国は、IPR体制のいかなる変更と、さらにこの体制を損なうあるいは弱体化することを狙った文章について議論することに反対した。

キャパシティビルディングに関し、ノルウェーは、日本、オーストラリア、EU、その他とともに、キャパシティビルディングはBAPの全ての要素と関係するクロスカッティングイシューであり、この文書全体に統合されるべきで、別なセクションにするべきでないことを強調した。タンザニアはG-77/中国の立場で発言、キャパシティビルディングを別なセクションにしておく必要があると主張し、それを描写する小セクションの作成を要請するとともに、資金提供窓口の様式など、資金提供を可能にするメカニズムを提案した。ブラジルは、REDDを含めた多くの分野でキャパシティビルディングを強化する必要があると指摘した。G-77/中国は、特に研究観察、知識の管理、教育、啓発活動、早期警戒やモニタリングなどの活動を強化するよう求めた。

火曜日、進行役のKumarsinghは、意見の集約が可能な分野と意見が相違する分野を示す表を提示した。G-77/中国は、意見の集約があるとされた分野の一部について、異論を述べ、まず目的と原則を取り上げるべきだと述べた。バングラデシュは、早期に軌道に乗せられる項目を優先するよう提案した。EUは、まず信頼感を築くため、意見の集約がある分野で具体的な前進を図り、その後意見の相違がある分野について議論することを提案した。米国は次のようにコメントした：TNAsやキャパシティビルディング、そして行動を取りやすくする環境は別々に扱うべきである；「イン

センティブメカニズム」や「技術情報」といった概念についてはもっと明確にする必要がある；資金への言及は資金のセクションへ移すべきである。

EUは、議論を進めるため小グループでの作業を提案し、米国、カナダ、日本、その他もこれを支持した。G-77/中国は、この時点での小グループの議論に反対し、主要な問題はまず大グループで議論するとするLDCsとともに、後日の小グループの議論では括弧書きを取り除くことに焦点を当てるべきだと述べた。

木曜日、進行役のKumarsinghは、統合文書を提出し、それぞれが当初の反応を示すよう求め、この統合文書をバンコクでどう使うか、及びその使い方についてもコメントすることを求めた。多くの参加者が、統合することはプロセスを前へ進める上で有用であると指摘した。G-77/中国は、この文書が交渉文書の改定版ではないことの確認を求めた。EUは、この文書で交渉を開始する必要があることを強調し、同代表が速やかな進展は可能とみているパラグラフを列挙した。南アフリカは、根幹の問題の議論を避けて、意見の集約が可能な周辺分野に焦点を当てることに対し、慎重さを求め、中国もこれを支持した。AOSISは、議論を進める用意があると述べ、南アフリカとともに、統合されたパラグラフが交渉文書の基礎となることを希望した。

**交渉の状況**；進行役のKumarsinghは、技術とキャパシティビルディンググループの結果はバンコクでの交渉ツールとして用いられると述べ、締約国は、前へ進めば進むほど「固い殻を破る（難問を解決する）」必要があると述べた。このグループの成果は、AWG-LCA 7の前に発行される新しい情報文書に含まれる。

**緩和**：BAPの緩和に関するサブパラグラフには次のものが含まれる：

- 1(b)(i) 先進国による緩和
- 1(b)(ii) 途上国による緩和
- 1(b)(iii) 途上国における森林減少の削減と森林劣化の緩和、保全（REDDプラス）
- 1(b)(iv) セクター別アプローチ
- 1(b)(v) 市場ベースの手法
- 1(b)(vi) 対応措置の影響結果

議長 Zammit Cutajar が進行役を務める非公式グループは、火曜日、木曜日、金曜日に非公式会合を開催し、交渉文書改訂版（FCCC/AWGLCA/2009/INF.1）の「緩和に関する行動強化」の章について検討した。このグループでは、BAPのサブパラグラフ1(b)(i)と(ii)に焦点を当てた。このパラグラフについては、Thomas Becker（デンマーク）とMargaret Mukahanana-Sangarwe（ジンバブエ）が

それぞれ進行役を務める非公開の会合でも議論された。このほか、緩和に関する4つの小グループがBAPのパラグラフ1(b)(iii)から(vi)に焦点を当てた。

**BAPサブパラグラフ1(b)(i)と(ii)**：先進国による緩和に関する議論の焦点となったのは、特に経済全体に対する法的拘束力を持つ約束および努力の比較可能性であった。

ブラジルはG-77/中国の立場で発言し、先進国は量的で経済全体を対象とする削減量約束を行うべきであるとして、中長期の約束を明確にするよう求めた。タンザニアはLDCsの立場で発言し、厳格な遵守体制、明確に比較可能な努力、オフセットの限度の検討を求めた。

中国は、先進国はその特性と規模に応じて比較可能な努力を行うべきであり、これには量的で法的拘束力のある目標が含まれると述べ、先進国のMRVは議定書の下で用いられる規則および手順に基づくものにするべきだと述べた。インドネシアは、国内法制で排出量を削減することはBAPと合致しないことを強調した。ボリビアは、先進国の大気に対する債務累積を強調、問題の規模に合致する野心的な目標を求めた。

EUは、交渉のガイドとなる比較可能性の基準や、議定書の下での経験や慣習に則ったMRV、AWG-KPでの議論とのリンクの必要性を強調した。

日本は、QELROs方式の中期目標を求めた。米国は、付録、スケジュールまたは登録簿の方式でタイムテーブルをつける、法的拘束力のある中長期の量的排出削減量を支持した。ニュージーランドは、効率の高い炭素市場を拡大する必要性に焦点を当てた。

カナダは、たとえば中期の排出削減などで先進国が先頭に立つ必要があるなど、特定のアイデアに関しては意見が一致していると指摘し、努力の比較可能性に関しては、緩和行動の範囲を考慮する「全体的な見地」を求めた。同代表は、世界的な排出動向の理解を進めるにはMRVや国別インベントリが必要であることを強調し、締約国による約束の達成を可能にすると同時に高い信頼性を持つ遵守およびレビューシステムの必要性を強調した。

金曜日の午前中、このグループの最終会合で、事務局は、Beckerが共同進行役を務める先進国による緩和に関する非公式会議の成果を提出し、努力の比較可能性に関する文書を再度組み替えるかどうか議論の焦点であったと指摘し、補足性とMRVの問題にも言及した。

途上国による緩和では、次の問題が議論された：差異化；NAMAsの特性；NAMA登録簿；ユニラテラルな行動の承認；MRV。米国は、差異化を支持し、より多くの能力や才能、責任を有する途上国はさらなる大胆さを示す必要があると指摘した。同代表は、途上国に対しては、成果より行動に拘束力を持たせることになると述べた。

韓国は、途上国による緩和に関する議論の出発点として2つの主要項目を挙げた：NAMAsの法的な特性；そしてユニラテラルなNAMAsである。同代表は、将来の体制は途上国がNAMAsの拘束力の有無を懸念することなく緩和を約束できる枠組にするべきだと述べた。同代表はシンガポールとともに、自主的でユニラテラルなNAMAsを国際的に承認するべきだとし、この目的での登録簿の設置を支持した。

G-77/中国は、途上国によるNAMAsが先進国による約束とは明確に異なっていることを強調するとともに、提案にこのことが反映されている必要があるとし、全締約国の緩和貢献を、差異のない一貫した形で扱うのは回避する必要があると強調した。

インドネシアは中国と共に、NAMAsは自主的なものであるべきで、先進国のオフセットには利用できないことを強調した。南アフリカはアフリカグループの立場で発言、NAMAsと炭素市場の連結という提案への懸念を表明し、先進国によるNAMA支援のMRVについてさらに議論する必要があることを指摘した。同代表は、ダブルカウントの可能性に対する懸念を表明した。同代表は、資金提供とNAMAのどちらを優先するかを問い、スピーディーな行動を可能にする優れたNAMAの確立を支持した。

日本は、途上国のNAMAsと低炭素成長戦略への支持を表明した。EUは、「NAMAsのライフサイクル」を検討し、技術と資金のニーズを念頭に、支援と行動を合致させてその成果を評価し、高い効果を得るNAMAsの構築を提案した。中国は、NAMAsへの支援は条約のメカニズムを通して提供しよう提案した。チリは、NAMAsは自主的なものであるべきで、資金と技術の支援をうけるべきであると強調した。

コロンビアは、ユニラテラルな行動の国際的な承認の必要性に賛同した。パキスタンは、ユニラテラルな行動をBAPの定義に忠実であるべきNAMAsと混同するべきでないとした。同代表は、登録簿という考えのさらなる明確化が必要であると、資金の章に入れるべきだと述べた。マレーシアは、援助のMRVを前提とする自主的なNAMAsへの支持を表明した。シンガポールは、NAMAsを可能にする援助は極めて重要であると述べた。中国は、先進国による援助のMRVを途上国による緩和の議論の出発点にするよう提案した。

日本は、先進国の約束と途上国の行動は関連しており、両方をMRVの対象とするべきだと強調した。オーストラリアは、先進国のQELROSと途上国間の差異化を支持した。同代表は、約束の強化と更新のため合意には柔軟性を組み込むべきだと述べた。



金曜日、共同進行役のMukahana-Sangarweは、バンコク会議のため作成される予定の一般手文書の一例として、ノンペーパーを提出した。同共同進行役は、実質的な変更をせずに、締約国が共通する要素を見出しやすいよう、提案を9つの主題の下でグループ化しようとしたと述べた。その後、各国はこのノンペーパーについて詳細なコメントを公表し、今後の進め方についてもコメントして、数カ国から題目や構成の変更が提案された。

非公式グループの最終会合で、議長はZammit Cutajarは、緩和の章の題目と小題目1(b)(i)との間におくべき提案に注目するよう求めた。同議長は、この間隙はいわば「雲」の特性を持つとし、その問題の微妙さを強調し、一部の締約国が特定の題目をまとめて議論することを希望している一方で、他の締約国は別個に議論する必要性を強調していると説明した。インドとその他の途上国は、パラグラフ1(b)(i)と(ii)の間の「ファイアウォール(壁)」を強調し、違いを目立たなくさせ、先進国と途上国両方のMRVを提案する動きに反対した。インドは、バリでのCOP 13最終日に解決済みの問題の再燃に警告を發した。米国は、類似する問題をまとめて議論する必要性を指摘し、MRVを検討する場合「全体像を見る」ことが重要であると強調した。同代表は、COP 13の最後の提案は、パラグラフの1(b)(ii) MRVに関する文章を変更し、先進国によるNAMAs援助にのみに適用しようとするもので、自国は反対したと指摘した。同代表は、最終プレナリーにおいて「特定グループのメンバー」が異なる解釈を確認する強力なステートメントを公表したことを想起した。

議長はZammit Cutajarは、構成に関しては相互に独立する提案があると指摘し、文書のどこにおくかは編集上の問題ではなく政治的な問題であると指摘した。同議長は、バンコクでもこの問題を議論する余裕があることを強調し、そのような議論はパラグラフ1(b)(i)と(ii)のどこか「上の方で行うのが論理的だと強調した。同議長は、締約国に対し、「会期と会期の間にお互いに会う機会があったなら」相互に議論するよう勧め、その成果をUNFCCCプロセスの下での「公式フォーラム」に持ち込むことを求めた。

**交渉状況:** 議長はZammit Cutajarは、パラグラフ1(b)(ii)に関するノンペーパーを含めた全てのツールを改訂版交渉文書とともにバンコク会議に送り、「何も机上に残されていない」ようにすると述べた。ツールは、AWG-LCA 7会合前に発行される新しい情報文書に含まれる。

**BAPパラグラフ1(b)(iii):** 途上国における森林減少および森林劣化による排出量削減ならびに保全に関する小グループは、Tona La Viña (フィリピン) が進行役を務め、今週中に2回会合した。締約国は、次の項目を議論することで合意した: REDDプラスの目的と範囲; 準備活動に対する資金提供; 全面実施に対する資金提供; NAMAsとの関係; 国内参照レベル; 国内地域のREDDプラス行動。

しかし会議時間が限定されていたため、締約国は進行役のLa Viñaに対し、関心のある締約国と個別に会合してノンペーパーを作成し、今週中に締約国へ最新情報を非公式に伝達する権限を与えた。

ノルウェーは、自国の全ての提案を検討するよう要請した。ツバル、ボリビア、スイスは、先住民の協議参加を強調した。

準備活動段階に対する資金提供に関し、パプアニューギニア、ガイアナ、インドネシア、ノルウェーは、REDDプラスに対して、資金ベースから市場メカニズムに移行する3段階の手法の利用を求めた。コロンビア、インドネシア、スイス、その他は、何に対して資金を提供するかの議論から入り、その後どこから資金を得るかの議論に移ることを提案した。ツバルは、準備活動から資金を提供し、一つの問題の全体を対象として実施することを検討することとし、ノルウェーとザンビアもこれを支持した。フィリピンは、締約国がREDD実施において既存努力から学習したことを想起し、タンザニアは、地域社会での緩和活動継続のインセンティブというREDDの役割を強調した。

金曜日、進行役のLa Viñaは、ノンペーパーを提出し、極めた開放的な作成プロセスであったと説明した。締約国は進行役のノンペーパーに総じて満足していたが、多数の国が締約国のアイデアをもっとよく反映することを要請した。数カ国は、このプロセスは締約国中心のものであるべきで、さらなる透明性が必要だと強調した。ニュージーランドは、議論が必要な重要課題として次の項目に焦点を当てた：REDDプラスを市場ベースのものにするか、資金ベースのものにするか；ベースラインの計算；非持続性の問題；REDDプラスの範囲；国レベル、地方レベルでの算定。ニュージーランドは、コペンハーゲンではREDDプラスの基礎を築き、詳細についてはその後の会議で議論することを提案した。EUは、これを一つの簡単なオプションとする必要性を認める一方、野心的な提案を早い段階であきらめることに慎重であるべきだと述べた。

**交渉状況：**ノンペーパーは、バンコクでの交渉の基礎として用いられ、その結論はAWG-LCA 7 会合前に発行される新しい情報文書に入れられる。しかし、多数の国が、全ての提案を表上に残し、交渉文書と一緒にしておくことを明言した。

**BAPパラグラフ1(b)(iv)：**協力的なセクター別アプローチとセクター固有の行動の問題は、火曜日と木曜日、Farrukh Khan（パキスタン）が進行役を務める非公式サブグループで議論された。同進行役は、改定交渉文書の特定箇所についてさらなる明確化が必要だと指摘し、締約国に対し、協力的なセクター別アプローチで行うべきこと、行ってはならないことは何か、附属書I締約国および非附属書I締約国に対し何をすべきか、全ての締約国に対して何をすべきかなど、特定の疑問点に焦点を当てるよう求めた。

日本は、セクター別アプローチが先進国と途上国の両方に排出量削減の可能性を与えると強調し、この手法は途上国への技術移転とキャパシティビルディングを推進すると指摘した。ブラジルはG-77/中国の立場で発言し、各セクターで提案されている行動は、自主的なものでなければならず、オープンな国際経済システムとも適合するものでなければならないと述べた。サウジアラビアは、セクター別アプローチは条約の4.1(c)条（技術の開発、応用、そして移転を含めた普及）の実施を強化しなければならないと述べた。同代表は、これをセクター別の目的や目標の策定に用いるべきではなく、各国間あるいは地域間のセクター別行動の比較に用いるべきではないと述べた。インドは、全ての提案は条約の4.1(c)に関係するべきだとして、セクター別基準での調整に反対した。

EUは、セクター別アプローチによる効率や持続可能性向上の機会を無視するべきではないとし、グローバルな合意では海上輸送部門や航空輸送部門も含めるべきだと述べた。ノルウェーとシンガポールは、国際海事機関（IMO）と国際民間航空機関（ICAO）から最近の活動に関する最新情報を得よう提案したが、サウジアラビアはこれに反対した。インドは、両機関は共通だが差異ある責任の原則を提案にどう反映させるか、その方法について説明するべきであり、提案が条約4.1(c)条とどう関係するかも説明するべきだと述べた。

IMOは、国際貿易に用いられる船舶の75%が非附属書I諸国の船籍であると指摘し、これらの船舶については大規模な技術移転が可能だろうと指摘するとともに、市場ベース手法で得られる資金は途上国での気候変動対策の目的に用いられると述べた。ICAOは、航空輸送での行動と気候変動とに関する計画について報告した。ノルウェーとシンガポールなど数カ国の締約国は、ICAOとIMOをバンコクに招待し締約国の質問に答えてもらうことを支持したが、サウジアラビアはこれに反対した。

アルジェリアはアフリカグループの立場で発言し、セクター別アプローチは国レベルで適用するのが最善であるとし、航空輸送部門については、途上国に新たな制約条件や増分コストを課すべきではないと述べた。

オーストラリアは、セクター別アプローチは締約国による義務達成を助ける可能性があるが、各国の経済全体規模の約束あるいは各国に課されているものの代替となってはならないと述べた。米国は、セクターレベルにこそ専門知識があり、協力促進の優れたツールを提供すると指摘した。ツバルは、セクター別アプローチのセクションは簡素化が可能だとし、過剰な説明や特定のセクターへの注目は、バンカー燃料の場合を除き必要ないと述べた。

2回目の会合で締約国は5つの質問についての目的や範囲、政策ガイドラインの提案やアイデアをまとめたノンペーパーについて議論した。進行役のKhanは、「ノン・ノンペーパー」も提出し、これは文書を再構成して明確化を目指したものだとして説明した。同進行役は、検討を要する疑問点として次のものを挙げた：セクターの特性、ガイダンスのレベル、気候変動体制との統合など。ノルウェー、その他は、バンコクまでに疑問点を入手可能にするよう要請した。締約国数カ国は、ノンペーパーを歓迎したが、「ノン・ノンペーパー」には難色を示した。

**交渉状況**：議論の末、進行役のKhanは、「ノン・ノンペーパー」についてはこれ以上審議しないと、改定文書を盛り込んだノンペーパーは、議論に役立つ指針として提出すると述べた。ノンペーパーはAWG-LCA 7会合前に発行される新しい情報文書に入れられる。

**BAPパラグラフ1(b)(v)**：市場ベース手法など、費用効果を高め、緩和行動を推進するための多様な手法に関する小グループでは、Kunihiko Shimada（日本）が進行役を務め、水曜日と木曜日に会合を開いた。議論では、セクター別クレジット発行やセクター別取引、NAMAクレジット発行および取引などの新しいメカニズムの提案に焦点があてられた。

締約国は、当初、市場メカニズムの設計に関わる基準や条件について議論し、韓国は、市場メカニズムが望ましいものかどうかを決定する必要があることを強調した。インドは、市場メカニズムでは費用効果性と緩和の強化が基本的な条件だと述べた。EUは、市場メカニズムが緩和努力を高めることに注目したが、ベネズエラは、市場に関してはまだ意見の一致が見られないことを強調した。中国は、市場メカニズムに関しては課題が残っており、これを検討する上での条件も課題であると指摘した。サウジアラビアは、課税や補助金といった市場メカニズムの一部には途上国や貿易面でかなりのスピルオーバー効果があることを強調した。

締約国数カ国は、環境十全性の重要性を説いた。コロンビアとメキシコは、持続可能な開発を考える必要性を強調し、南アフリカもこれを支持した。アフリカグループ、その他は、地域分配の問題を強調した。カンボジアとタンザニアは、LDCsに利益をもたらすメカニズムを求めた。

日本は、特にCDMに関する問題について、AWG-KPと協調する必要性を強調したが、ベネズエラは、AWG-KPとAWG-LCAとを別にしておく必要性を強調した。米国は、プロジェクトベース・メカニズムを表またはマトリックスに記載し、市場メカニズムの各提案や基準の比較を行うよう提案し、コロンビアもこれを支持した。ミクロネシア連邦は、提案されたメカニズムと議定書の構造との一貫性、および京都クレジットとの関係を検討する必要性を指摘した。



EUは、セクター別クレジット発行とセクター別取引に関する提案を提出した。AOSISは、セクターやクレジットの意味合い、バウンダリーの問題、MRV、資金源について、さらに明確にする必要があると指摘した。韓国は、NAMAのクレジット発行に関する自国の提案は、CDMで炭素クレジット発行の対象をプログラムや政策に拡大しようとした時の問題対応経験に基づくものだと説明した。同代表は、補足性の緩和には政治決着が求められると指摘し、方法論問題については後日の合意も可能だと述べた。

ブラジルは、補足性の緩和に反対し、方法論問題の決定という困難な作業をメカニズム創設に関する政治決着後まで先延ばすことに警告を発した。アフリカグループは、NAMAsへの資金提供は公共部門の資金源から行うべきであり、NAMAsに基づくクレジットは許容できないと述べた。ニュージーランドは、NAMAの取引は自主的なもので、そのユニットはあらかじめ発行され、期間終了時に照合されるが、たとえばクレジット発行の場合、ユニットは検証後に発行されると説明した。AOSISは、NAMAsに関する共通の理解を得ずしてクレジットを議論するのは時期尚早だと述べた。

**交渉状況：**締約国は、議論後、バンコクでの議論を助けるため、進行役が市場メカニズムに関する多様な提案や基準を比較して情報をまとめることで合意した。まとめられた情報は、AWG-LCA 7 会合前に発行される新しい情報文書の中に含める。

**BAPパラグラフ1(b)(vi)：**対応措置の経済的、社会的影響結果の問題は、水曜日に、Mamadou Hondia (ブルキナファソ)が進行役を務める非公式小グループの会合で議論され、木曜日にはMama Konaté (マリ)が進行役を務める会合で議論された。

ブラジルはG-77/中国の立場で発言し、全ての途上国が対応措置のネガティブな影響結果に直面し、その中には貿易に影響を与えるものもあることを強調した。サウジアラビアは、炭素税や関税が相当ネガティブな影響を与えることに注目した。インド、その他は、途上国からの輸出に対する一方的な措置の禁止を提案した。南アフリカはアフリカグループの立場で発言し、適応に対する資金提供の規模拡大を求め、対応措置により悪影響を受けるものには衡平な保障を求めるとともに、経済多角化への支援も求めた。

オーストラリアは、情報交換に関しては意見が集約していると指摘し、これを国別報告書などの既存のメカニズムで達成するよう提案し、日本、米国、ニュージーランド、カナダ、EUもこれを支持した。加えて、これら諸国は、この問題に関する補助機関の作業にも配慮し一貫性のある手法

をとることの重要性を強調した。EUとニュージーランドは、最も脆弱な諸国を最優先するよう求めた。

締約国は、続いて、各締約国の提案およびアイデアの再構成を盛り込んだノンペーパーについて議論した。中国、インド、シンガポールは、インドが提案する途上国からの輸出に対する一方的な貿易措置の禁止を、共通ビジョンの章の序にも入れるよう提案したが、米国はこれに反対した。

**交渉状況：**締約国は、このノンペーパーを、AWG-LCA 7会合前に発行される新しい情報文書の中に組み込むため、AWG-LCAに送ることで合意した。

**共有のビジョン：**この項目は最初、AWG-LCA議長のZammit Cutajarが進行役を務める非公式グループの水曜日と金曜日の会合で議論され。文書のとりまとめのため、少数国のグループによる会合も開催され、文書の整理、重複防止のため、文書構成についても議論した。

共有のビジョンに関する当初の議論では、アンティグア・バーブーダがAOSISの立場で発言、共有ビジョンの要素を政治声明に組み込むよう提案し、米国もこれを支持した。スーダンと中国の立場で発言、他のビルディングブロックが明確になるまで議論を延期することを希望した。

米国とオーストラリアは、G-8やエネルギーと気候変動に関する主要経済国フォーラム (MEF)、太平洋諸島フォーラムなど、他のプロセスからも有用なインプットが得られると述べた。EUは、長期の世界目標の重要性を強調し、MEFでは2°Cを超えない温暖化の合意で進展があり、排出量のピーク概念と低炭素経済志向でも進展が見られたと認識した。インドは、別なフォーラムで採択された宣言を意図的に選択しないよう注意を促した。同代表は、そのような会議へのインドの出席は、こういった会議がUNFCCCの交渉に弾みをつけるものであり、しかも交渉自体に直接インプットするものではないとの理解の上で出席したことを強調した。日本は、全ての締約国が長期目標を掲げる必要性を強調するとともに、世界的な排出ピークの実現、低炭素の開発戦略、革新技術の開発に言及することの重要性を強調した。

金曜日午前中の会合で、議長のZammit Cutajarは、コロンビアがコスタリカとともに文書に記載される提案を取りまとめて重複を減らす一方で、全てのアイデアを保持するため、他の締約国と共に努力していると指摘した。コロンビアは、統合作業について報告するとともに、アンティグア・バーブーダが行った構成に関する作業努力についても報告した。同代表は、作業構成改善のためグループ化や分類が提案されていると述べ、その例として政治的観点、指針、行動、特性、内容、成果を挙げた。

多数の締約国が、実施された作業への感謝の意を表明する一方、特定の結果については、綿密な検討が必要と認識した。インドは、どのような方法論が採択された場合でも、共有のビジョンの文書構成そのものに予断を与えてはならないとし、記載された分類ではまだ共通認識に至っていないと明言した。EUは、文書の作業では各締約国がイニシアティブをとることが重要であると指摘し、透明性あるアプローチについて説明した。サウジアラビアは、統合と整理のプロセスはバンコクの第2週の交渉前である第1週でも続けられると述べた。バングラデシュは、LDCs、SIDS、アフリカの固有のニーズや脆弱性に注目する表現をなくすべきではないと強調した。

中国は、途上国による気候変動の対応をより可能にするため、特に途上国の持続可能な経済成長や開発に結び付く協力的で開放的な経済システムを推進するべく、締約国が協力することが重要だと述べた。同代表は、共有のビジョンの文章の中に、条約3.1条（共通だが差異ある責任）と3.5条（協力的、開放的な国際経済体制）および条約4.3条（先進締約国による資金補助の約束）と4.7条（途上国による実施）を想起する表現を盛り込むよう提案した。また同代表は、先進国は途上国からの製品ならびにサービスの輸入に対し気候変動を理由とするいかなる一方的な措置もとるべきではないとの表現も強調した。

インド、サウジアラビア、シンガポール、パキスタン、スーダン、中国の提案を支持したが、EUは、提案された文章を括弧書きにして置くよう要請し、特に条約3.5条への言及に対する懸念を強調した。米国は、条約3.5条は世界貿易機関（WTO）の合意と合致する一方的な措置まで禁止するものではなく、中国の提案は条約3.5条に関する再交渉を意味すると指摘した。同代表は、国際貿易ルールの変更を伴う提案は全て、UNFCCCの組織ではないWTOで検討されるべきことを強調した。同代表は、この文章はBAPのパラグラフ1(b)(vi)を議論するグループで既に提起されているとし、同じ文章についてここで議論するのはよくないと指摘した。議長のZammit Cutajarは、この提案を議論する適当な場を探すべきだと述べた。

サウジアラビアは、先進国は国際貿易への影響ならびに他の締約国に社会経済的な影響を及ぼすことも含めた悪影響の抑制、特に条約4.8条（悪影響）に記載のある悪影響を最小限に抑制する気候変動対応の政策措置を実施するべきだとの表現の追加を提案した。

**交渉状況：**議長のZammit Cutajarは、残りの文書の取りまとめ方法を考えてみるが、排出削減の長期世界目標に関する文章を取りまとめるつもりはないと述べた。統合文書は、AWG-LCA 7会合前に発行される新しい情報文書の中にも含める。

**閉会会合：**金曜日午後、AWG-LCAの閉会プレナリーが開催された。議長のZammit Cutajarと副議長のMachadoは、多様な非公式グループの進捗状況と成果を報告した。議長のZammit Cutajarは、今週の非公式グループでの作業結果はバンコク会議の相当程度前に発行される新しい情報文書の中に「ツールとアイデア」集として掲載されると説明し、改定版交渉文書(FCCC/AWGLCA/2009/INF.1)は、提案の集積文書として保持されると述べた。

コンゴ民主共和国、ガボン、モーリタニアは、この文書を6つの国連公用語に翻訳するよう求めた。議長のZammit Cutajarは、翻訳問題で協議してきた結果、締約国は現段階では文書の翻訳を見送ることで合意したと発言した。副議長のMachadoが短時間の非公式協議を開催、締約国は、新しい情報文書はバンコク会議までに非公式な翻訳を行い、コペンハーゲンまでの残された会議でも、同様な成果文書を非公式に翻訳することで合意した。

アルゼンチンは、交渉文書に記載された自国の提案で、対応措置の社会的な影響結果ならびに労働面でも高排出経済から衡平性ある低排出経済への移行をさらに明らかにするための文書を提出した。インドは、開放的で協調的な国際経済システムの検討が必須だとする同国の提案を再度紹介し、これを交渉文書に入れるよう求めた。議長のZammit Cutajarは、新しい提案は交渉文書の付録に入れられると述べた。オーストラリアは、計画されている排出量取引スキームの法案で、今週オーストラリアの上院で否決されたものの再提出を図る予定だと述べた。

ガボンは、不信の雰囲気は将来の交渉にとってよいものではないと述べた。ベネズエラは、ボンIIIの成果文書は合意文書でないことを再度指摘した。インドは、進展がない一方で、条約の原則やBAPと乖離する動きがあることに懸念を表明した。ガボン、サウジアラビア、インド、エクアドルは、BAPのパラグラフ1(b)(i)と1(b)(ii)を別々に扱う必要があると再度指摘した。またUNFCCCこそ唯一の交渉組織であり、他のフォーラムでの合意をこのプロセスに持ち込むべきではないと主張した。米国は、意見の一致点を探り、一致を促進させるには、可能な限り全てのフォーラムを利用すべきであり、こういった会議で出てきたアイデアをUNFCCCプロセスに取り入れ、コペンハーゲンでの合意促進を図るべきだと述べた。EUは、ボンではさらなる進展が見られたはずであったとし、統合を図る必要性と、実質的で政治的な問題に焦点を当てる必要性を強調した。

タイは、参加者に対し、バンコクでは温かく歓迎すると述べ、その会議が交渉を前進させる機会となつてほしいとの希望を表明した。



議長 の Zammit Cutajar は、進行役 および事務局 への感謝の意を表した。同議長は、締約国 に対し、バンコク に「コペンハーゲンでのカード」を持ち込んで、カードをきるよう求めた。同議長は午後6時55分、閉会の槌を打った。

### 会合の簡略な分析

北半球の夏の盛り、2400名近くの参加者がボンに集まり、UNFCCCの下での長期協力行動に関するアドホック・ワーキンググループ (AWG-LCA) および京都議定書附属書I締約国による更なる約束に関するアドホック・ワーキンググループ (AWG-KP) の非公式中間協議が開催された。これほど多くの気候専門家が休暇を犠牲にしてまで集まるという印象的な出来事は、まさしく (コペンハーゲン会議に向け一訳注) 時間が押し迫っている証拠である。参加者は、8月14日金曜日の閉会会合で、主要会議場の壇上の時計がコペンハーゲン会議まで114日、15時間55分を指しているのを見て、改めてその事実を思い知らされた。

参加者の大多数は、ほんの6週間前、AWG-LCA 6で作成された200頁近い長文の交渉文書やAWG-KP 8のノンペーパーを入れた重いスーツケースを持ってボンを離れたばかりである。ボンに戻ってきた参加者は、「従来型の交渉を実際に開始する。」ため、この文書をもっと扱いやすく議論しやすいものにするという「大なる課題」とも呼べるものに直面した。

このボンIIIと称する非公式会合では、最初から政治的な動きはあまり出てこないものと予想され、大多数はこの会議は、9月末のバンコクでの次回会合まで続く3週間の会期の1部だというAWG-LCA議長 の Michael Zammit Cutajar の言葉に同感であった。この会合は非公式なものであるため、2つのAWGsはともに結論書の採択も要求されていなかった。このためボンIIIが大きな突破口を生む会議とならないことは明白であった。G-8やエネルギーと気候変動に関する主要経済国フォーラム

(MEF) など、会期までの間に開催された他のフォーラムでは「ポジティブ」と呼びうる政治的なシグナルが出されているにも係わらずである。それでも、ボンIIIは、締約国が交渉文書の整理を開始する機会を提供し、これによりコペンハーゲンへの道筋で重要な役割を果たした。一連の複雑な問題が議題となっているほか、AWG-LCAの交渉文書自体が膨大なものであり、コペンハーゲンで合意に達するには、草案作りや技術的な内容に焦点を当てる機会が必要である。この簡単な分析では、ボンIIIにおける両AWGのプロセスおよび進展状況に焦点を当て、バンコク、バルセロナを経てコペンハーゲンに至るこれからの道筋を展望する。

### ボン III のプロセスと進展

ボンIIIは主要な政治的突破口を見出す場ではないという一般的な合意があったが、代表団は、その進め方について多少異なる見解を持っていた。一部の途上国は、文書に記載された問題に関する一般的な協議の継続を希望したが、先進国は、それぞれのAWGで文書のスリム化、まとめ、推敲を早急に行い、バンコクでは速やかに「実地的な」行ごとの交渉に入れるようにする必要性を強調した。このためこの会議では、バンコクに向けた最善の準備方法など、ボンIIIからコペンハーゲンまでの作業量の管理手法が主な論点となった。

**AWG-LCA** : この会議開会の時点で、AWG-LCAの交渉文書 (FCCC/AWGLCA/2009/INF.1) は200頁近くにおよび、「レンガ」という綽名をつけられたほどであった。開会会合で議長のZammit Cutajarは、1997年10月時点の交渉文書で、2ヵ月後に京都議定書となるものは30頁に過ぎなかったことを想起した。同議長は「時代は変わったので、交渉文書も排出量と同様、いずれかの時点でピークに達しそれから減少する必要があるのかも知れない。そのくらいの(京都議定書向け交渉文書の一訳注) 頁の方がやりやすい長さであり、それをめざしている」と述べた。実際、AWG-LCA交渉文書の読破はそれ自体難しい作業であり、「括弧書きの森をさまよう」可能性も十分にある、これをある程度やりやすい長さにまで短くすることは、あるものに言わせると「ゾッとするような」作業である。別の者は、文書の中に2000箇所もの括弧が含まれていることを、「括弧書きの海を漂っている」と評した。

ではAWG-LCAでは、この「レンガ」に、そして問題の規模の大きさにどう立ち向かうか? 6月に合意されたとおり、AWG-LCAは、その作業方法を変更し、バリ行動計画 (BAP) の主要要素に関する小グループでの議論を開始した。進行役には、それぞれの作業において議長、副議長を助けるという課題が課せられた。一部のグループでは、改訂版交渉文書に記載された提案を比較する手段として、表やマトリックス、その他の方法を議論することから会議を始めた。他のグループでは、ノンペーパーの作成を開始し、文書の一部とりまとめを始めた。しかし取りまとめ作業には、一部のアイデアが失われる可能性があり、この問題は繰り返された。提案国名の記載問題が主な争点の一つとなった。

G-77/中国は、交渉文書改訂版の中に提案国名を記載することを希望し、自分たちの提案を見つけないのが困難であり、他の提案と一緒にいる場合もあると指摘した。逆に、多数の先進国代表は、そのような提案国記載の必要性を認めず、これは既に十分複雑になっている文書をさらに扱

いにくくするだけだと感じた。結局、交渉文書改訂版に原文のメモと提案国の名前を記載し、その文書をUNFCCCウェブサイトに掲載することとした。

信頼感の欠如もあり、多様なノンペーパーや他のツールを交渉の土台とはしないこと、締約国が交渉文書改訂版を読む際の手助けが目的であることについて、繰り返し再確認を求める発言が相次いだ。進行役は、いかなる具体的な提案をも除いておらず、自分たちの考えを付け加えたこともないと繰り返し述べた。最初は多少の混乱も見られたが、全般としてみると、多様なグループでの「レング」文書の議論の進め方が、日を迫うごとに明確になった。しかし一部の参加者は、「ツール」が多すぎてプロセスを複雑にし、プロセスに関する議論を長引かせて、「貴重な交渉時間を食いつぶしている」と苦情を述べた。

週半ばの中間報告会議は、ボンIIIでの作業結果をバンコクへ送る方法や送る形式の明確さの欠如が明らかとなったが、会議終了時の雰囲気は多少楽観的であった。多様なグループ間での進展状況が「不均一」だとコメントするものも多数いたが、適応と技術のグループ、そしてREDDプラスでは大きな進展があったとされた。このため、バンコクでの交渉では、ボンIIIで進展があった問題について早期に議論を開始できると提案するものもいた。バンコク会議よりかなり前の時点で、今回の会議の中で作成された統合文書や、マトリックス、表、さらには残された問題で作成予定のものを、全て新しい情報文書にまとめ、交渉を助けるツールとして用いられることになる。しかし、ボンIIIで作成された交渉文書は、議論の土台の主要文書として残される、すなわち、バンコクでは2つの文書があることになる。したがって、当初、新しくスリム化された交渉文書改訂版を持ってボンを離れたいと希望していたものにとっては、目標が実現しなかったわけである。いずれにしても、多くのものがバンコクでは、議論のペースが上がり、締約国同士の信頼関係も築かれることを希望した。

**AWG-KP** : AWG-KPでは、附属書I締約国の排出削減量に関する議論が、テクニカルエクササイズ方式で続けられた。附属書I諸国が約束している目標—これにはロシアおよびニュージーランドの最新の発表も含める—は、それぞれ異なる基本年を用いる傾向にあり、吸収源や市場メカニズムに関する想定条件も異なっていることから、比較が困難である。このため大半の参加者が、詳細の議論が有用であり、興味もあると述べた。一部の途上国は、附属書I締約国がこれまでにない形の約束をしており、これはこのプロセスへの関心を新たにしている証拠だと述べた。それでもAWG-KPのマンダートの範囲に関する議論が、時々浮上し、同グループの作業で見られる長い間の意見の相違についてはあまり動きがなかったと感じるものが多かった。先進国と途上国は、2013年

以降の附属書I締約国の目標をボトムアップ方式で規定するか、トップダウン方式で規定するかについて異なる意見を主張し続けた。さらに、主な附属書I締約国の大半が、米国という京都議定書非締約国で、AWG-KPの議論に参加していない国が参加しない限り、排出削減量の集約目標の範囲の議論はできないと主張した。逆に、途上国側は、2つのAWGsを別個にしておく必要性を強調した。

AWG-KPでの「その他の問題」の議論では、今回、柔軟性メカニズムに焦点が当てられた。文書（FCCC/KP/AWG/2009/10/Add.3）の検討作業では数件のオプションが削除され、一部の参加者は、締約国がさほど重要でない政治的な妥協もコペンハーゲンまで引き伸ばすつもりかと疑った。「これは高額な教育研修だ」とあるベテランの参加者はコメントした。

ボンIIIの成果に関し、AWG-KPの議論はノンペーパーに記載され、AWG-KP 議長のJohn Ashe（アンティグア・バーブーダ）がバンコクでのAWG-KP文書を検討する際に考慮に入れることになる。閉会会合で議長は「コペンハーゲンでの最終合意を得るには、締約国はバンコクで「2倍の仕事」をしなければならない」との感想を口にしたが、交渉担当者の多くもこれに同感であった。

「難問（硬すぎて割れない殻）」：コペンハーゲンでの合意はだれもが一致してあげる目的だが、ボンIIIでは、この合意の法的な形式も含め、まだ多くの重要な問題で広く意見の相違があることが明らかになった。6月の前回の協議以降、議論は進展していないと感じる者も多かった、しかし、ボンIIIの直前に開催された法的構造に関する非公式セミナーでは、忌憚のない意見が交わされたと指摘する者もいた、このセミナーでは、一部の締約国およびNGOsがそれぞれの見解を披露、大半の参加者が、興味があり有用なセミナーであったとの感想を持った。またAWG-LCA議長の非公開の非公式協議で、一部の途上国から初めて法的拘束力のある成果を希望する声が聞かれたことの重要性を指摘するものも多数いた。しかし、他の途上国は引き続き、この問題のさらなる議論をコペンハーゲンまで延期することを希望し、「機能より形式が先」であることを繰り返したが、他のものは、AWG-LCAから一連のCOP決定書が出てくることを希望した。総じて、合意を新しい法的拘束力のある形式（大半の先進国が希望）にするかどうか、そして可能性のある新しい形式は京都議定書に代わるものとするかそれともそれを補足するものにするかで、大きな意見の相違が残っている。

これに関係する別な問題として、2つのAWGsの関係に関する問題がある。大半の途上国は、2つの交渉路線を分離したままにするべきだと主張したが、多数の先進国は2つのAWGs間の密接な協力関係を求めた。ボンIIIでは、AWGs間に相当な重複があることがますます明らかになってきたと指摘するものもいた。附属書I諸国による緩和の議論が並行しているほか、両AWGsでの市場メカニズ



ムの議論でも類似性が指摘された。この中には、補足性や、締約国によるオフセットに制限を設けるかどうかなど、原則の問題も含まれている。議定書に規定される収益の一部（Share of Proceeds）を共同実施および排出量取引にも適用するとの提案と、AWG-LCAでの適応および資金に関する提案との結びつきに言及するものもいた。NAMAクレジット発行の提案とセクター別取引の提案も、両方のAWGsで提起されている。AWG-LCAの議論で、AOSISおよびその他の代表は、京都ユニットと議定書の法的構造がAWG-LCAで新しく可能となる市場メカニズムとどう関係するか検討する必要があると指摘した。多くの者が興味ある展開と考えたものの一つとして、AWG-LCAのバンコク会議向けに作成される文書に議定書のクリーン開発メカニズム（CDM）に関する情報を含めることに、米国が関心を示したことがあげられる、この提案には、AWG-LCAには議定書に関するいかなる問題も持ち込ませないと主張する一部の途上国が強硬に反対している。

合意の法的形式と両AWGs間の結びつきは、コペンハーゲンにつながる手順上の問題で最も微妙な問題と、多くの者が考えている。「最も硬く、最も本質的な殻」はAWG-LCAにある。特にBAPのパラグラフ 1(b)(i)と1(b)(ii)の取り扱い、すなわち先進国による緩和と途上国による緩和のそれぞれにある。大半の途上国は、2つのパラグラフの間に「ファイアウォール」を維持することを希望し、先進国による緩和と途上国による緩和の本質的な違いを強調した。しかし、多数の先進国は、全ての締約国に共通する緩和行動を議論することに関心を示しており、緩和行動のモニタリング、報告書作成、検証に焦点を当てた。

一部のこれら重要な問題の複雑さと締約国間での本質的な違いを考慮すると、コペンハーゲンでは最善の場合でも大枠だけの合意という形しかとれず、詳細は後日最終決定する形になるという事実に甘んじる者も多数いるようである。

### 進むべき道

コペンハーゲンに向けた道筋の次の通過点は9月末のバンコク会議である。そのほかにも通過点があり、その中には、国連事務総長による気候変動に関するハイレベルイベント、米国ピッツバーグでのG-20会議というUNFCCCプロセス以外のものもある。この両方のイベントは、バンコク会議の前の週に予定されている。こういった並行するプロセスは、実際、多数のものが強く要望する政治的方向性を探ることになる。しかし、こういったハイレベル会合に関してでさえ、意見の対立がないわけではない。UNFCCCの交渉にこのようなプロセスから出てきた考えを取り入れることの適切さに疑問を呈するものもいるためである。

バンコクでのプロセスで大きな成果が上がらない限り、コペンハーゲンで合意に達することは極めて難しいという点で大半の意見が一致している。ボンIIIは、バンコクで実質的な交渉を開始するための必要最小限を達成しただけかもしれない。AWG-LCAの大きな「レンガ」は締約国と共にアジアまで旅することになっても、交渉文書は、多数の読解ガイドや統合セクション、その他アクセスしやすいようにするためのツールと共に、バンコクに到着することになる。そうであったとしても、コペンハーゲンまでの時計の音を刻む音が大きくなる中、そして公式の交渉会合時間が5週間しか残されていない中、12月での合意を希望しているものは、1分も無駄にできないと認識している。ある参加者が言った通り「時は味方ではない」のである。

### 今後の会議予定

**気候変動に関するアフリカ各国首脳および政府首脳ならびに気候変動に関するアフリカの主要専門家による第1回会議**：この会議は2009年8月24日、エチオピア、アジスアベバのアフリカ連合本部で開催される。この会議は、アフリカ各国の首脳および交渉担当者が一堂に会し、（気候変動に関する）交渉ならびに交渉文書に関するアフリカ各国指導者の立場を明確にしようとするものである。詳細については右記に連絡：アフリカ連合、農村経済農業局、局長代理：電話；+251-11-551-7700：ファクシミリ；+251-11-551-6062：電子メール；[abebehg@africa-union.org](mailto:abebehg@africa-union.org)：インターネット；  
<http://www.africa-union.org/root/au/index/index.htm>

**世界気候会議**：第3回世界気候会議は2009年8月31日から9月4日、スイスのジュネーブで開催される。第1回は1979年、第2回は1990年に開催され、気候変動問題に関する大きな運動を引き起こした。第3回の会議のテーマは「よりよい未来のためのより良い気候情報」であり、人類が気候予測および知識の進展により得られる利益に焦点をあてる。またUNFCCC COP 15へのインプットの役割も果たす。詳細については右記に連絡：Buruhan Nyenzi, WCC-3事務局、WMO；電話；+41-22-730-8273：ファクシミリ；+41-22-730-8042：電子メール；[wcc-3@wmo.int](mailto:wcc-3@wmo.int)：インターネット；  
[http://www.wmo.int/pages/world\\_climate\\_conference](http://www.wmo.int/pages/world_climate_conference)

**気候変動に関するハイレベル会議**：国連事務総長Ban Ki-moonは、2009年9月22日火曜日、国連本部において国家ならびに政府の首脳による1日だけの気候変動ハイレベル会議を開催する。この会議は、第64回国連総会の一般演説開会の前日に開催される。詳細については右記を参照：  
<http://www.un.org/en/events/>

**今世紀第2の10年の前夜における気候変動国際シンポジウム**：この会議は2009年9月22-25日、セルビアのベオグラードで開催される。このシンポジウムでは次のテーマを検討する：地球規模の気候変動、古気象学に関する最近の研究、古代データを用いた多様な温室効果ガスシナリオに基づく将来の気候評価、地域的な気候変動。詳細については右記に連絡：Djordje Sijacki：電子メール；[Milankovic09@sanu.ac.rs](mailto:Milankovic09@sanu.ac.rs)：インターネット；

<http://www.sanu.ac.rs/English/Milankovic2009/Milankovic.aspx>

**ICTSと気候変動に関する国際シンポジウム**：この情報・コミュニケーション技術(ICT)と気候変動に関するシンポジウムは、2009年9月23日、韓国のソウルで開催される。このシンポジウムはインターネットでも中継され、遠隔地にいる参加者も参加できる。詳細については右記に連絡：Arthur Levin, International Telecommunication Union（国際通信連合）：電話；+41-22-730-6113：ファクシミリ；+41-22-730-5853：電子メール；[arthur.levin@itu.int](mailto:arthur.levin@itu.int)：インターネット；

<http://www.itu.int/ITU-T/worksem/climatechange/200909/index.html>

**ピッツバーグG-20サミット**：先進国および新興市場経済国20カ国による次回会合は、2009年9月24-25日、米国ペンシルバニア州ピッツバーグで開催予定。詳細については右記参照：

<http://www.pittsburghsummit.gov/>

**AWG-LCA 7およびAWG-KP 9**：AWG-LCAの第7回会合およびAWG-KPの第9回会合は、2009年9月28日から10月9日、タイのバンコクで開催予定。詳細については右記に連絡：UNFCCC事務局：電話；+49-228-815-1000：ファクシミリ；+49-228-815-1999：電子メール；[secretariat@unfccc.int](mailto:secretariat@unfccc.int)：インターネット；<http://unfccc.int/>

**航空輸送と気候変動に関するハイレベル会議**：この会議はICAOの主催で、2009年10月7-9日、カナダのモントリオールで開催予定。この会議では、国際航空輸送と気候変動に関するグループ（GIACC）が提案する行動計画を検討する。詳細については右記に連絡：ICAO環境部門：電話；+1-514-954-8022：ファクシミリ；+1-514-954-6769：電子メール；[envhlm@icao.int](mailto:envhlm@icao.int)：インターネット；<http://www.icao.int/HighLevel2009/>

**世界再生可能エネルギーフォーラム2009年：再生可能エネルギーの規模拡大**：この会議はメキシコエネルギー省とUNIDOの共催で2009年10月7-9日、メキシコのLeónで開催予定。このフォーラムでは、再生可能エネルギーへの投資規模拡大を目指し、地域間協力の促進と多様な利害関係者による革新的なパートナーシップ推進を目的とした協議促進を図る。詳細については右記に連絡：

Pradeep Monga、UNIDO、エネルギーと気候変動部、ディレクター；電話；+43-1-26026-3018；電子メール；[GREFMexico2009@unido.org](mailto:GREFMexico2009@unido.org)；インターネット；<http://www.grefmexico2009.org/>

**第13回世界森林会議**：この会議は2009年10月18-23日、アルゼンチンのブエノスアイレスで開催予定。焦点は「開発における森林：重要なバランス」であり、1日を「森林と気候変動：コペンハーゲンとその先へ」の議論に当てる。詳細については右記に連絡：Leopold Martes、世界森林会議事務局長；電話；+54-11-4349-2104；電子メール；[lmontes@cfm2009.org](mailto:lmontes@cfm2009.org)；インターネット；<http://www.cfm2009.org>

**第7回持続可能な開発に関する世界フォーラム：ワガドゥグー2009年**：この会議は2009年10月19-22日、ブルキナファソのワガドゥグー（Ouagadougou）で開催予定。テーマは「気候変動、モビリティ、持続可能な開発の展望」。詳細については右記に連絡：Louis Blanc Traore、環境省；電話；+226-5031-3166；ファクシミリ；+226-5030-6491；電子メール；[lbtraore@yahoo.fr](mailto:lbtraore@yahoo.fr)；インターネット；[http://www.fmdd.fr/english\\_version.html](http://www.fmdd.fr/english_version.html)

**IPCC第31回会合**：この会議は2009年10月26-28日、インドネシアのバリで開催予定。この会議に先立ち、作業部会I、II、IIIがそれぞれ会合、第5次評価報告書の概要を承認する予定。詳細については右記に連絡：IPCC事務局；電話；+41-22-730-8208；ファクシミリ；+41-22-730-8025；電子メール；email: [ipcc-sec@wmo.int](mailto:ipcc-sec@wmo.int)；インターネット；<http://www.ipcc.ch>

**AWG-LCA 7およびAWG-KP 9の再開会合**：AWG-LCAの第7回再開会合およびAWG-KPの第9回再開会合は、2009年11月2-6日、スペインのバルセロナで開催予定。詳細については右記に連絡：UNFCCC事務局；電話；+49-228-815-1000；ファクシミリ；+49-228-815-1999；電子メール；[secretariat@unfccc.int](mailto:secretariat@unfccc.int)；インターネット；<http://unfccc.int/>

**航空輸送および代替燃料に関する会議**：この会議はICAOの主催で、2009年11月16-18日、ブラジルのリオデジャネイロで開催予定。この会議では航空輸送用代替燃料の最新技術およびその影響結果可能性が示される予定。詳細については右記に連絡：ICAO航空輸送局；電話：+1-514-954-8219, ext. 6321；電子メール：[envcaaf@icao.int](mailto:envcaaf@icao.int)；インターネット：<http://www.icao.int/CAAF2009/>

**第7回世界持続可能な開発フォーラム：パリ、2009年**：この会議は2009年11月19-20日、フランスのパリで開催予定。テーマは「新たな世界秩序：京都後、コペンハーゲン前」。詳細については右記に連絡：Passages-ADAPes；電話；+33 01 43 25 23 57；ファクシミリ；+33 01 43 25 63 65；電子メール；[Passages4@wanadoo.fr](mailto:Passages4@wanadoo.fr)；インターネット：[http://www.fmdd.fr/english\\_version.html](http://www.fmdd.fr/english_version.html)





Earth Negotiations Bulletin  
Bonn Climate Change Talks  
<http://www.iisd.ca/climate/ccwgi/>



財団法人 地球産業文化研究所  
<http://www.gispri.or.jp>  
Tel: +81-3-3663-2500 Fax: +81-3-3663-2301

**UNFCCC COP 15、京都議定書COP/MOP 5**：第15回UNFCCC締約国会議、第5回京都議定書締約国会議は、2009年12月7-18日、デンマークのコペンハーゲンで開催予定。両会議に合わせ第31回UNFCCC補助機関会合も開催される。COP 15およびCOP/MOP 5では、2013年以降（京都議定書第1約束期間終了後）の気候変動への対応の枠組に関し、2007年12月、バリのUN気候変動会議で合意された「ロードマップ」に則り最終合意することが期待される。詳細については右記に連絡：  
UNFCCC事務局；電話：+49-228-815-1000；ファクシミリ：+49-228-815-1999；電子メール：  
[secretariat@unfccc.int](mailto:secretariat@unfccc.int)；インターネット：<http://unfccc.int/>

## 用語集

|           |   |
|-----------|---|
| AOSIS     | 小島嶼国連合                                    |
| AWG-KP    | 京都議定書の下での附属書I締約国の更なる約束に関するアドホック・ワーキンググループ |
| AWG-LCA   | 条約の下での長期的協力行動に関するアドホック・ワーキンググループ          |
| BAP       | バリ行動計画                                    |
| CCS       | 炭素回収貯留                                    |
| CDM       | クリーン開発メカニズム                               |
| COP       | 締約国会議                                     |
| COP/MOP   | 京都議定書の締約国会合の役割を果たす締約国会議                   |
| GEF       | 地球環境ファシリティ                                |
| GTP       | 地球気温ポテンシャル                                |
| GWP       | 地球温暖化係数                                   |
| ICAO      | 国際民間航空機関                                  |
| IMO       | 国際海事機関                                    |
| IPCC      | 気候変動に関する政府間パネル                            |
| IPR       | 知的財産権                                     |
| JI        | 共同実施                                      |
| LDC       | 後発途上国                                     |
| LULUCF    | 土地利用・土地利用変化・森林                            |
| MEF       | エネルギーと気候変動に関する主要経済国フォーラム                  |
| MRV       | モニタリング、レビュー、検証                            |
| LULUCF    | 土地利用・土地利用変化・森林                            |
| NAMA      | 国家適切緩和行動                                  |
| QELROs    | 排出量制限および削減の数量目標                           |
| REDD      | 途上国における森林減少からの排出削減                        |
| REDD-plus | 途上国における森林減少からの排出削減、保全活動も含める               |
| SBs       | UNFCCC補助機関                                |

|        |            |
|--------|------------|
| SIDS   | 小島嶼後発途上国   |
| TNA    | 技術的ニーズ評価   |
| UNFCCC | 国連気候変動枠組条約 |
| WTO    | 世界貿易機関     |

GISPRI 仮訳

---

This issue of the Earth Negotiations Bulletin © <enb@iisd.org> is written and edited by Asheline Appleton, Kati Kulovesi, Ph.D., Leila Mead, Anna Schulz, and Matthew Sommerville. The Digital Editor is Tallash Kantai. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James “Kimo” Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donors of the Bulletin are the United Kingdom (through the Department for International Development - DFID), the Government of the United States of America (through the Department of State Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs), the Government of Canada (through CIDA), the Danish Ministry of Foreign Affairs, the German Federal Ministry for Economic Cooperation and Development (BMZ), the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), the Netherlands Ministry of Foreign Affairs, the European Commission (DG-ENV), and the Italian Ministry for the Environment, Land and Sea. General Support for the Bulletin during 2009 is provided by the Norwegian Ministry of Foreign Affairs, the Government of Australia, the Austrian Federal Ministry of Agriculture, Forestry, Environment and Water Management, the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), the Japanese Ministry of Economy, Trade and Industry (through the Global Industrial and Social Progress Research Institute - GISPRI), the Government of Iceland, and the United Nations Environment Programme (UNEP). The opinions expressed in the Bulletin are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the Bulletin may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the Bulletin, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11A, New York, New York 10022, United States of America. The ENB Team at the Bonn Climate Change Talks - August 2009 can be contacted by e-mail at <kati@iisd.org>.